

# 令和7年度 「ふれあい地域懇談会」報告書

## < 鎌倉地域（東地区） >

日 時	令和7年（2025年）7月22日（火） 午前10時～正午
場 所	鎌倉市福祉センター 第一・第二会議室
出 席 者	自治会・町内会代表 22名 鎌倉市 10名
内 容	<p>市長からの報告</p> <p>(1) 市役所移転のQ &amp; A (2) 今後のごみ処理方針について (3) 教育大綱について (4) 東アジア文化都市事業について (5) その他</p> <p>地域からの議題に関する懇談</p> <p>(1) 消防署の移転等について (2) 大規模災害発生時の公機関と町内会の初動連携について (3) 燃やすごみの戸別収集について (4) 道路行政について (5) 下水（汚水）管調査のお願い (6) 小町三丁目ひぐらし公園と道路下排水溝について (7) 雪ノ下一丁目、小町二丁目小町通り西側での路上喫煙禁止 (8) 宇津宮辻子幕府跡における株式会社ラ・アトレによる マンション建設の件</p>
第 1 部	
第 2 部	

出席者名簿 (敬称略)

【自治会・町内会等】

	団体名	氏名	備考
1	十二所町内会	角田 正敬	会長
2	鎌倉地区自治組織連合会 (浄明寺町内会)	荒井 正	副会長 (会長)
3	鎌倉ハイランド自治会	鴨田 達也	会長
4	鎌倉ハイランド自治会	河野 誠	副会長
5	二階堂親和会	永井 隆	会長
6	西御門自治会	福井 敏一	会長
7	西御門自治会	木村 茂孝	副会長
8	八幡宮前自治会	元松 経男	会長
9	横町町内会	小田切 知彦	会長
10	巨福呂坂町内会	村越 俊一	会長
11	山王台自治会	岩田 薫	会長
12	小町上町明光自治会	白木 真理	会長
13	御成町末広自治会	米里 文明	会長
14	御成町末広自治会	岩沢 晃	総務部長
15	小町元町町内会	高橋 和雄	会長
16	小町三丁目フクロウ小路自治会	三矢 信二	会長
17	小町二丁目自治会	高橋 令和	会長
18	泉が谷町内会	河内 正治	会長
19	泉が谷町内会	松岡 多恵子	副会長
20	扇ガ谷上町自治会	河内 隆一	会長
21	扇ガ谷上町自治会	鈴木 和彦	副会長
22	小町二丁目東自治会	片瀬 裕文	会長

【鎌倉市】

	役職	氏名	備考
1	鎌倉市長	松尾 崇	
2	共生共創部長	能條 裕子	
3	総務部長	藤林 聖治	
4	市民防災部長	林 浩一	
5	環境部長	加藤 隆志	
6	まちづくり計画部長	服部 基己	
7	都市景観部長	古賀 久貴	
8	都市整備部長	森 明彦	
9	教育文化財部長	小林 昭嗣	
10	消防長	高橋 浩一	

# 第1部 市長からの報告



## 令和7年度 ふれあい地域懇談会

# 第1部 市長からの報告

鎌倉市長 松尾 崇

1

Kamakura City 鎌倉市

## I. 市役所移転のQ&A



2

令和4年12月

令和7年度

鎌倉市役所移転に関する条例（賛成 16 反対 10 で2/3に足らず否決）  
の否決以降、情報発信不足などの指摘に対応

⇒動画作成など、様々な方法で周知に取り組む

⇒説明会など（約60回・延べ約1,600名）や「てのりかまくら」  
(2,194枚)の配布など、合計約90回・延べ約9,500人

新しい市役所」のイメージを具体化し、  
理解度や納得感を高める必要性

令和6年2月 「基本設計」関連予算が可決

令和6年12月 「基本設計」契約議案が可決、業務開始

令和8年2月 「基本設計」業務完了予定



動画でわかる  
本庁舎等整備事業

3

（みなさまの疑問にお答えします）

4

## Q1:耐震補強をしたのに、なぜ移転が必要なの？

A:現在の本庁舎は、「災害対策本部等を担う施設」の耐震性能の基準を満たしていません。

現在の本庁舎は、耐震改修により最低限の耐震性能の基準(Is値0.6)は満たしていますが、発災後も建物を継続して使用できるというものではありません。本庁舎は「災害対策本部等を担う施設」であり、さらに高い耐震性能(Is値であれば現在の1.5倍の0.9)が必要です。これには、耐震ブレース(写真)を現在の倍以上に増やす必要があり、現実的ではありません。また、現在の本庁舎は、地下に受変電設備及び庁内への配電設備があり、地下が浸水すると送電ができなくなりますが、電気室を上階に移設するスペースはなく、また、それを支える建物強度もありません。



5

## Q2:なぜ建替えではなく、移転するの？

A:現在の敷地には、高さ規制や埋蔵文化財包蔵地などの制約があり、庁舎に必要な面積を確保できません。

鎌倉市の規模で本庁舎として必要な面積を国の基準や他自治体の規模を参考に算定すると、約25,000～30,000m<sup>2</sup>となります。現在の本庁舎が建つ敷地は風致地区の規制があり(高さは10m以下(2階建程度)、建ぺい率40%以下)、地下を設置するなどしても、最大で約14,100m<sup>2</sup>しか確保できません。不足する床面積を敷地外で確保することとなれば、費用面、市民サービス、業務効率などの面で非効率です。

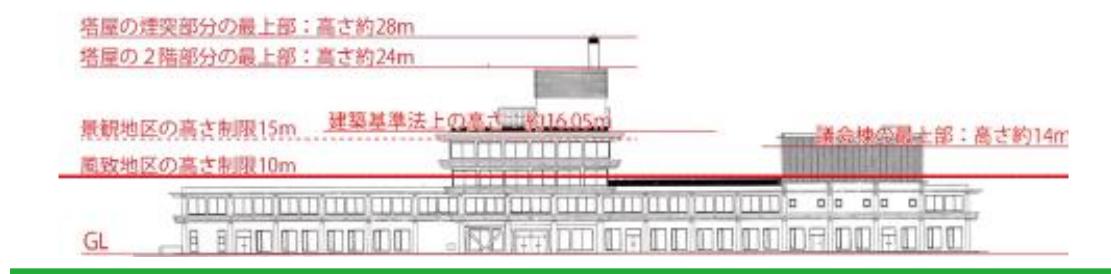
塔屋の突出部分の最上部：高さ約28m

塔屋の2階部分の最上部：高さ約24m

景観地区の高さ制限15m 建築基準法上の高さ：約16.05m

風致地区の高さ制限10m

議会棟の最上部：高さ約14m



6

## Q3: 本庁舎移転後、現在地はどうなるの？

A: 行政手続の窓口を残すとともに、周辺の公共施設を複合化し市民の拠点にします。

本庁舎移転後も現在地では、現在の本庁舎1階で対応している主な手続や相談ができるよう行政サービス機能を維持します。さらに周辺の老朽化が進む中央図書館・鎌倉生涯学習センター、NPOセンター等を複合化し、鎌倉の拠点に相応しい場所となるよう「鎌倉庁舎」として整備します。また、防災面で津波避難の機能を持たせるほか、「現地災害対策本部」としても使用できるよう整備します。



7

みなさんとともに、50年後、100年後を見据え、新しい庁舎を考えていきます。



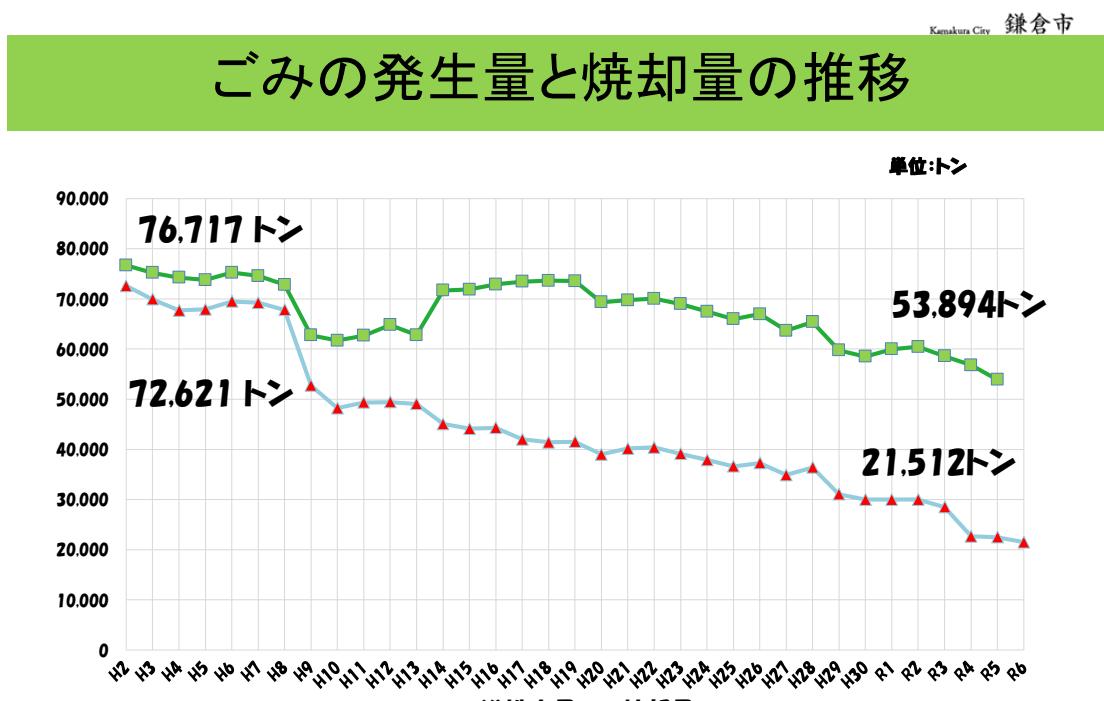
8

## 2.今後のごみ処理方針について



鎌倉市

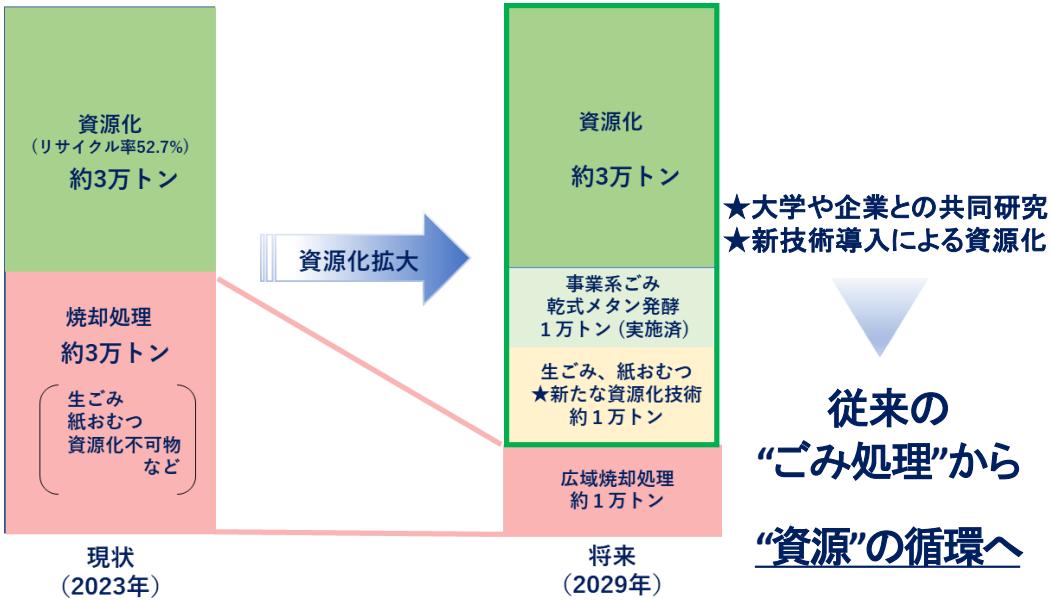
9



10

## 2029年までに焼却量1/3を目指す

※年間のごみ・資源物の総排出量は約6万トン



11

## 戸別収集について



12

## 戸別収集の実施目的

### クリーンステーション収集に伴う様々な負担の軽減

高齢者や子育て世帯、多様なライフスタイルのもとで生活する市民のごみ出しに対する負担



不法投棄、動物被害、設置場所調整・当番制等クリーンステーションの維持管理にあたって生じる負担



### ごみの減量

ごみ出しの責任が明確化され、分別に対する意識が高まり、燃やすごみに混入する資源物の割合が減少することで、ごみの減量につながる

13

**令和 8 年 (2026年) 4 月から**

**市内全地域で**

**「燃やすごみ」の戸別収集が始まります。**

**(その他の品目はクリーンステーション収集を継続)**

**先行地区は令和 7 年 4 月から実施中**

14

## 戸別収集の実施スケジュール

	令和7年（2025年）				令和8年（2026年）			
	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月
<b>先行地区 (燃やすごみ)</b>	シミュレー シヨン 収集事前				実施中 (令和7年4月～)			
<b>全市 (燃やすごみ)</b>		自治会・町内会での説明会	収集事前 シミュレー シヨン アンケート実施	広報・PR活動			実施 (令和8年4月～)	

15

## 戸建て住宅の排出場所確認

戸建て住宅にお住いの方は、市の職員が各戸に訪問のうえ、排出場所を確認しています。

ご不在の場合は  
右のチラシ  を  
ポスティングをいたしますので  
排出場所が決まりましたらご連絡ください。

「燃やすごみ」の戸別収集  
令和8年度開始地区の戸建て住宅にお住まいの皆さんへ

令和8年4月から鎌倉市内全域で燃やすごみの戸別収集がはじまります。戸別収集の開始に伴い、各住宅ごとに排出場所を決めていただいております。

※排出場所が決まりましたら、下記「ごみ減量対策課 戸別収集担当」までご連絡ください。  
※すでに排出場所のご連絡がお済みの場合は、行き違いですのでご容赦ください。

◇排出場所例  
道路に面した自宅敷地内に「燃やすごみ」をおしください。  
(ごみ出しの場所にお困りの場合は、ご相談ください。)



◇排出容器例  
燃やすごみを出す際には、動物被害防止のため、蓋つきの容器などに入れておしください。  
また、強風対策として重石を入れる等のご対応をお願いします。



お問い合わせ：鎌倉市環境部ごみ減量対策課 戸別収集担当  
電話：0467-40-5542  
メールアドレス：kobetsu@city.kamakura.kanagawa.jp

16

## クリーンステーションの継続利用

一定の要件を満たしている場合には、これまで利用していたクリーンステーションを継続して利用することができます。

### クリーンステーションのご利用者様全員で よく話し合ってお決めください。

#### 【条件】

- ① 戸別収集導入以前から利用しているクリーンステーションであること
- ② クリーンステーション単位でご利用者様全員が継続利用に同意されていること
- ③ 道路安全に影響を及ぼさないこと

#### 【備考】

- ・申請は、クリーンステーション単位とします。
- ・町内会に加入していない方もいるため、町内会単位での申請は不可とします。

#### 【申請期日】

令和7年11月28日（金）まで

※申請期日を過ぎた場合も受け付けますが、戸別収集開始に間に合わない場合があります。

17

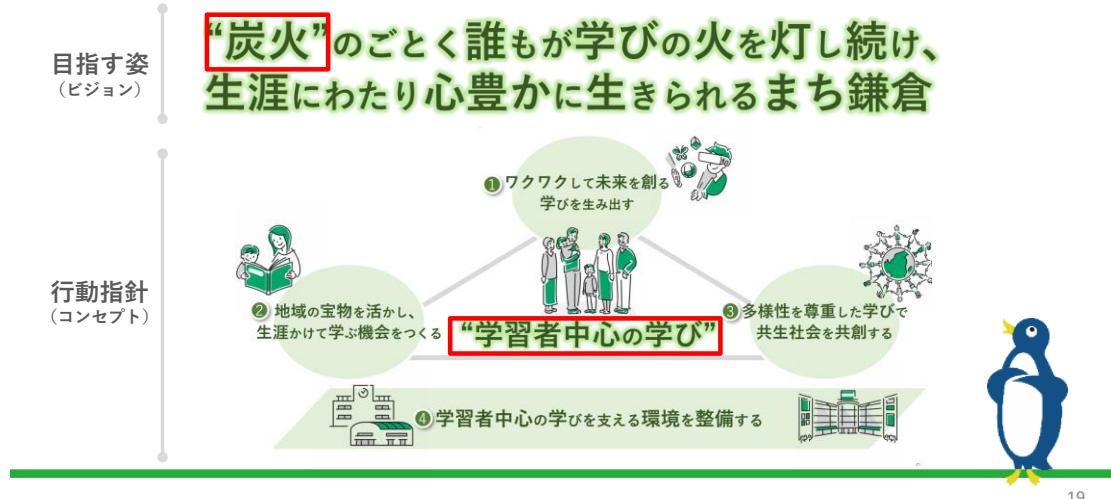
## 3.教育大綱について





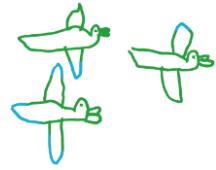
○ 教育大綱とは

- 令和7年4月から5年間の鎌倉市教育の大きな方向性を指し示したもの



○ 学習者中心の学びの実現に向けて





## 4. 東アジア文化都市事業 について

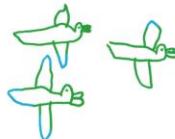


21



### 東アジア文化都市って？

日・中・韓の3か国で  
文化芸術による発展を目指す都市を選び  
現代のアートや伝統文化・多彩な生活文化に関わる  
さまざまなイベントを開催します。



このような活動を通じて  
東アジアの国々の相互理解やつながりを深めること  
多様な文化を世界に広める力を強くすることを目指します。



**事業期間：令和7年1月～12月**

22

中国		韓国
マカオ特別行政区	湖州市	安城市
		
マカオ特別行政区は、中国大陸南岸の珠江河口（珠江デルタ）に位置する都市。旧ポルトガル領土のため、東西文化が交差するエキゾチックな街並みが魅力で、現在はカジノとモータースポーツや20以上の歴史的建造物と広場で構成される世界遺産を有する観光地としても知られています。	湖州市は、中華人民共和国浙江省の北部にある都市。古くから養蚕業が発達していたため、絹や毛筆の絶品と言われる湖筆が有名で、「絹の府、魚米の郷、文物の宝庫」と呼ばれています。	安城市は、大韓民国京畿道の南部にある都市。韓国語で「おあつらえ向き」を意味する慣用句「안성맞춤（アンソンマッチュム）」は、かつて安城で精度の高い真鍮製品が生産されており、安城の職人に注文すると注文どおりの器がつくられたことからこのような表現ができたと言われています。

<b>交流事業</b>	中国（マカオ特別行政区、湖州市）・韓国（安城市）の東アジア文化都市で行われる開幕式・閉幕式に行政団及び芸能団を派遣するほか、4都市間の相互交流を深める機会を創出します。	
<b>特別事業</b>	東アジア文化都市に選定されたことを記念した文化・芸術のイベント等を開催し、市民や鎌倉を訪れる人が、鎌倉の魅力や東アジア全体の歴史と文化のつながりを再認識できる機会を作るとともに、世界平和への願いを発信します。	
<b>助成・認証事業</b>	様々な民間団体が実施する事業と一体となって東アジア文化都市を盛り上げていくため、東アジア文化都市の趣旨に合致する民間団体が実施する事業を募集し、その費用助成（助成事業）や広報支援（認証事業）を行います。	

## 5.その他

- ・消防施設整備事業について
- ・御成小学校旧講堂改修工事について
- ・オーバーツーリズム対策について



25

### 事業名称 消防施設整備事業

担当部署 消防本部消防総務課

#### 事業の概要

現在、市内に8署所配置しているが、公共施設再編計画に基づき、老朽化が進む鎌倉消防署と浄明寺出張所の移転統合 玉縄出張所の整備を行い、市内の消防力確保を目指す事業

#### （仮称）雪ノ下消防出張所

鎌倉消防署と浄明寺出張所の移転・統合に向けて、効果的な施設配置のため、津波や土砂災害のリスクがなく、交通アクセスの良い雪ノ下エリアを選定した。

令和4年度から事業を開始し、雪ノ下四丁目で隣接する法人所有地1区画と個人所有地2区画の

計3区画が整備に適していることが確認され、土地の取得を進め、令和6年度にはすべての売買契約が完了した。令和7年度から設計業務を進める。

#### 玉縄出張所

老朽化が進み、設備の不具合が多発しているため、機能維持が懸念される関係部局と協力しながら移転整備も含め検討を進める（現在地での再建には敷地活用の難しさや仮設用地の選定が課題で、玉縄青少年会館用地での建替えも検討中）令和7年度は、地域住民との協議を進め早期の方針決定を目指す

#### これまでの経緯

##### 【（仮称）雪ノ下消防出張所】

令和5年1月：消防施設整備用地として土地取得の方針決定  
令和5年5月：土地①取得  
令和6年3月：土地②取得  
令和6年11月：土地③取得し、建設予定地すべての取得を完了

これまでの住民説明：令和5年度1回、令和6年度2回実施

##### 【玉縄出張所】

令和6年7月：移転整備に向け、関係機関と調整開始

#### 今後のスケジュール

##### 【（仮称）雪ノ下消防出張所】



**事業名称 御成小学校旧講堂改修工事について**
**担当部署 教育文化財部学校施設課**
**事業の概要**

- 昭和8年度に建設された御成小学校は、平成0年度に新校舎を改築するとともに、新たに学校体育館を建設したこと、講堂についてはその利用を終えました。
- しかし、講堂は、小屋組が木造トラスで構成される近代和風の大型木造建築物で、戦前の鎌倉の小学校の唯一の遺構であることから、平成29年には国の登録有形文化財に登録されました。
- その後、活用方法について様々な検討を重ね、平成8年度に策定した「鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画」において、歴史的・文化財的価値、御成小学校の教育環境の状況を踏まえて、出来る限り保存した上で学校施設として活用するものとしました。
- ・同計画に基づき、文化遺産としての価値を活かしながら、学校施設として活用するための設計を完了し、耐震補強や屋根や外壁、内部壁、床の改修また、校舎と講堂をつなぐ渡り廊下を新設する計画となっています。
- ・改修後、講堂スペースは学年集会や児童の発表会など広いスペースや演壇を活かした多目的な活用を予定しており、その他のスペースは、学校の会議室や児童用トイレ、多機能トイレとして活用する予定です。

**<旧講堂現況写真（東側）>**

**<建物の概要>**

竣工年	昭和8年
構造形式	木造平屋、トラス小屋組
床面積	684.26m <sup>2</sup>

**これまでの経緯**

- 昭和8年度 御成小学校（講堂）建設
- 平成10年度 御成小学校校舎改築及び学校体育館建設
- ～ 講堂としての利用を終え、その後の活用方法を検討
- 平成26年度 旧講堂現況調査を実施
- 平成28年度 鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画を策定
- 平成29年度 旧講堂改修工事設計業務を実施
- 令和元年度 改修工事の入札を実施したが不調
- 令和2年度 改めて改修工事の入札を実施したが、新型コロナウィルス感染症の影響を受け、事業を先送り
- 令和6年度 平成29年度に実施した設計業務について、その後の教育環境の変化等を踏まえた修正設計を実施

**今後のスケジュール**

- 令和7年度中に改修工事の業者選定に係る入札を実施予定。
- 工期(24か月)を予定しており、令和9年度中に完了予定。

27

**事業名称 オーバーツーリズム対策**
**担当部署 市民防災部観光課**
**事業の概要**

特定の場所に多くの観光客が集中することで、市民と観光客の軋轢などオーバーツーリズムが発生している。コロナ禍後、多くの訪日外国人（インバウンド観光客）が訪れ、日本の文化や風習になじまない迷惑行為や、食べ歩き、ごみのポイ捨て、交通渋滞などが発生している。

**【令和6年度事業】**以下の10事業を観光庁補助金「オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業」の先駆モデル型・一般型を活用して実施。

**観光客の分散・平準化**

- 公式ホームページ「鎌倉観光公式ガイド」の改修（多言語・教育・防災の新規追加）
- 混雑可視化システム「鎌倉観光混雑マップ」の改修（予測機能追加、推計データの作成）
- 渋滞緩和を目的とした広告展開（駅構内・JR埼京線動画広告PR等）

**マナー啓発**

- 八幡呂前交差点における交通誘導員の配置
- ポイ捨て防止のマナー啓発事業（周知用ティッシュ10,000個作成・配付）
- 街頭防犯カメラ設置業務（JR鎌倉駅東口付近及び江ノ島電鉄鎌倉高校前駅付近）
- 鎌倉市内特定箇所交通誘導業務（江ノ電鎌高前踏切、鎌倉駅東口、小町通り）
- 受入環境の整備強化
- ボランティアガイドによる滞留解消（鎌倉駅東口・西口、長谷駅周辺）
- 初詣交通規制に伴う交通誘導員の配置（滑川交差点他）
- 多言語ボランティアガイドによる滞留解消（GW等・鎌倉駅東口・西口）


**これまでの経緯**

**【オーバーツーリズム協議会】**  
国土交通省・神奈川県・藤沢市・公共交通機関ほか関係団体と連携しながら、地域課題の解決に取組んでいる。

第1回 令和5(2023年)11月 6日  
第2回 令和6(2024年) 1月24日  
第3回 令和6(2024年) 4月16日  
第4回 令和6(2024年)11月11日  
第5回 令和7(2025年) 3月26日

**今後のスケジュール**

- 全10事業（うち1事業は江ノ電が実施主体）
- 令和7(2025年)6月～令和8(2026年)2月実施予定
- 予算総額43,734,30円（うち江ノ電3,912,65円）
- 補助総額29,156,19円（うち江ノ電2,608,43円）※補助割合2/3
- 詳細は添付資料令和7年度OT予定事業一覧（参照）

**添付資料**

- オーバーツーリズム対策添付資料 令和7年度補助事業概要
- その他オーバーツーリズム対策にかかる取り組み
- オーバーツーリズム対策にかかる府内、府外連携

28

## ■オーバーツーリズム対策添付資料 令和7年度補助事業概要

補助事業名	事業イメージ	概要	事業者	事業予算	補助金額(補助率2/3)	事業実施予定開始	完了
1 鎌倉観光公式ガイドリニューアル業務	 スマートフォンでの操作性・閲覧性向上 多言語情報発信の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>鎌倉市観光協会が運用する観光客向けホームページ「鎌倉観光公式ガイド」について、スマートフォンで閲覧・検索しやすい構成とともに、全体レイアウトやページ構成を見直すことで操作性・閲覧性を高める。</li> <li>多言語サイトおよび防災サイトの対応言語に「韓国語」を追加する。</li> <li>イベントその他観光情報や、注意喚起情報などの動的情報を、タイムリーに外国人観光客向けに発信するために、多言語翻訳機能を追加する。</li> </ul>	鎌倉市(観光課)	12,281,500円	8,187,666円	R7年7月	R8年1月
2 観光誌広告掲載	新規事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>鎌倉地域における交通渋滞の緩和を目的として実施しているパーク＆ライド及び鎌倉フリー環境手形の広告を展開し、利用促進を図る。</li> </ul>	鎌倉市(都市計画課)	5,123,800円	3,415,866円	R7年7月	R8年2月
3 渋滞緩和を目的とした広告	 公共交通での来訪を促進するWEB広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>鎌倉駅を中心に、多くの歴史的遺産が存在する地域では、休日には慢性的な交通渋滞が発生しており、緊急車両の走行や公共交通機関の運行に支障をきたしている。</li> <li>鎌倉に関心がある層に対し、WEBで渋滞緩和に向けた広告を発信することで公共交通機関での来訪を促進し、観光渋滞を抑制する。</li> </ul>	鎌倉市(都市計画課)	3,740,000円	2,493,333円	R7年7月	R8年2月
4 初詣交通規制に伴う交通誘導員の配置	 初詣交通規制の様子	<ul style="list-style-type: none"> <li>鎌倉地域では年末年始に多くの観光客等が訪れることがから、鎌倉地域への目的交通が増加することで地域の交通環境に影響が生じることが課題となる。</li> <li>鎌倉地域の流入口に交通誘導員を配置し、鎌倉地域に流入する車両を制限することで、歩行空間の確保や交通渋滞発生が抑制され、緊急・救急活動が円滑に行われるほか、交通事故防止を図る。</li> </ul>	鎌倉市(都市計画課)	4,276,470円	2,850,980円	R7年10月	R8年2月

補助事業名	事業イメージ	概要	事業者	事業予算	補助金額(補助率2/3)	事業実施予定開始	完了
5 鎌倉市・藤沢市エリアにおける繁忙期やイベント開催時の駅及び踏切、併用軌道への警備増強事業（江ノ電）	 併用軌道の道路沿線	<ul style="list-style-type: none"> <li>鎌倉、由比ヶ浜、長谷、鎌倉高校前、江ノ島等の各駅、及び踏切等へ警備員を配置する。</li> <li>江ノ島駅～腰越駅間、稲村ヶ崎駅～極楽寺駅間の併用軌道へ警備員を配置する。</li> <li>3連休や花火、祭礼等時、混雑駅及び踏切、また併用軌道へ警備員を配置することで、安全確保及び列車遅延を防止する。</li> </ul>	江ノ島電鉄	3,912,650円	2,608,433円	R7年7月	R8年2月
6 ボランティアガイドによる滞留解消（鎌倉駅前及び長谷駅周辺）	 ボランティアガイドが観光客へ案内を行う様子	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光客が多い地点において、観光客が歩道に滞留し、通行の妨げになり、また、観光客も目的地へスマーズに辿り着けず、満足度低下の原因となっている。</li> <li>例年混雑する紅葉の時期等を中心に、観光客が多い地点（鎌倉駅前及び長谷駅周辺）において、観光案内を行うボランティアガイドを配置し、目的地までの道のりが分からぬ観光客に向け積極的に案内を行うことで、滞留を解消し、観光客及び住民にとって良好な環境を確保する。</li> </ul>	鎌倉市(観光課)	929,280円	619,520円	R7年9月	R8年2月
7 鎌倉市内特定箇所交通誘導業務	 鎌倉高校前1号踏切道前における道路上の写真撮影の様子	<ul style="list-style-type: none"> <li>小町通りでは、小町通りを車で横切る時に観光客等の歩行者が多く、車が通行できず渋滞するため、近隣住民から車のクラクション等の騒音、歩行者等の安全確保並びに車両の円滑な運行が課題となっている。</li> <li>JR鎌倉駅東口駅前広場におけるロータリー中央部等の横断歩道では、混雑が予想される特異日等において多くの観光客等の歩行者が横断することから、歩行者等の安全確保並びに路線バス等の円滑な運行が課題となっている。</li> <li>鎌倉高校前1号踏切道前は、アニメの影響もあり、多くの外国人観光客等が、踏切内や道路上で写真等を撮影し、歩行者や車両の通行に支障が生じ課題となっている。</li> <li>上記箇所に交通誘導員を配置し、観光客等の歩行者及び近隣住民の通行等の安全確保と車両の円滑な通行を確保する。</li> </ul>	鎌倉市(都市計画課)	10,742,600円	7,161,733円	R7年7月	R8年2月

補助事業名	事業イメージ	概要	事業者	事業予算	補助金額 (補助率2/3)		事業実施予定 開始	完了
					開始	完了		
8 八幡宮前交差点における交通誘導業務		<p>多くの観光客が来訪する鶴岡八幡宮の入口部分に所在する八幡宮前交差点では、歩行者信号が赤となつても横断しきれない歩行者が多数おり、青信号にて進行しようとする自動車の円滑な交通が阻害されている。</p> <p>多くの観光客が鶴岡八幡宮に来訪することで混雑が予想される特異日等に交通誘導員を配置し、歩行者信号の現示に応じ適切に歩行者を誘導することで、青信号にて進行しようとする自動車の円滑な交通を確保する。</p>	鎌倉市 (都市計画課)	1,155,000円	770,000円	R7年7月	R8年2月	
9 街頭防犯カメラ設置業務		街頭防犯カメラを設置し、その周知を行っていくことで、持続的・継続的に迷惑行為等を防止・抑制していく。 また、有事の際は撮影映像を警察に提供するなど、捜査協力をを行う。（鎌倉駅西口、北鎌倉駅西口を予定）	鎌倉市 (地域のつながり課)	990,000円	660,000円	R7年7月	R8年1月	
10 ポイ捨て防止のマナー啓発事業		啓発用のごみ持ち帰り袋を作成し、ごみの持ち帰り、ポイ捨て防止のマナー向上や行動変容に繋がる取り組みを行う。	鎌倉市 (環境保全課)	583,000円	388,666円	R7年7月	R8年2月	
合計				43,734,300円	29,156,197円			

### ■その他オーバーツーリズム対策にかかる取り組み

#### 鎌倉観光混雑マップの公開



- 主要観光エリア10地点の混雑情報を案内
- 晴れ・曇り・雨の場合の、1週間の混雑予測と、過去1週間の混雑実績を緑・黄色・赤のカラーで表示
- 地図やアイコンを使い英語を併記することで外国人観光客でも直感的に分かるように表示

#### HPでのマナー啓発



- 日本語の他、英・中（簡・繁）
- ・韓で鎌倉で守っていただきたい観光マナーや、神社の参拝方法等も

#### 多言語マナー看板



- 希望者(近隣住民等)へマナー掲示物を無償配布
- マナー看板の新設
- SNSでの呼びかけ

#### 青パトの巡回



- 週に3～5日程度巡回
- 日・英・中国語で交通ルールの注意喚起、白タク対応

#### 歩行誘導看板



■オーバーツーリズム対策にかかる府内、府外連携

会議体	参加団体	目的	実施
鎌倉市・藤沢市エリアにおけるオーバーツーリズム未然防止・抑制に向けた協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌倉市観光課、藤沢市観光課</li> <li>・神奈川県、関東地方整備局、関東運輸局</li> <li>・神奈川県観光協会、鎌倉市観光協会、藤沢市観光協会</li> <li>・江ノ島電鉄株式会社、湘南モノレール株式会社東日本旅客鉄道株式会社横浜支社、京浜急行バス株式会社</li> <li>・鎌倉小町商店会、鎌倉表参道商店会、湘南藤沢活性化コンソーシアム</li> </ul>	情報共有・オーバーツーリズム補助金事業の決定(申請主体)	令和5年度2回 令和6年度3回
鎌倉高校前駅周辺の外国人等観光客対策連絡会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌倉市都市計画課、地域のつながり課、観光課、環境保全課</li> <li>・鎌倉警察署地域課、交通課、警備課</li> <li>・江ノ島電鉄株式会社</li> <li>・地元自治会</li> </ul>	情報共有・意見交換	令和5年度1回 令和6年度1回
鎌倉高校駅前対策府内連絡会	・鎌倉市地域のつながり課、総合防災課、観光課、環境保全課、都市計画課、みどり公園課	情報共有、意見交換、対策等実施調整	令和7年度1回

33

## 情報提供

- ・鎌倉地域の主な取組・予算について
- ・鎌倉市浄明寺における漏水事故について
- ・公共施設再編計画 社会基盤施設マネジメント計画について

34

# 鎌倉地域 約24.9億円

## ＜主な取組＞

- ・名越中継施設整備関連 7.3億  
→既存焼却施設解体及び中継施設の工事費用4.8億（R7-10で実施。  
総額約55億）  
敷地内の法面整備に係る費用2.5億円（R7-8で実施。総額5億）
- ・鎌倉地域漁業支援施設防波堤工事3.9億  
→鎌倉地域の漁業者の就労環境の改善、海岸利用者の安全確保などを目的とした漁業支援施設整備事業のうち、防波堤を整備するもの
- ・第一中学校通学路法面整備工事 1.9億  
→鎌倉市立第一中学校の通学路における安全確保のため、整備を行うもの

35

# 鎌倉地域 約24.9億円

- ・荏柄天神参道整備 1.3億  
→砂利道等を改善するための舗装工事を行うもの  
歴史的遺産をつなぐ散策路の1つとして、景観に配慮した舗装とする
- ・文学館大規模修繕 0.8億  
→令和6年に附属棟建設予定地の埋蔵文化財確認調査を行ったところ遺構が  
展開する可能性があることが判明したため、埋蔵文化財発掘調査を行うもの
- ・道路維持修繕工事（浄明寺） 0.6億  
→現在通行止めとなっている釈迦堂切通しの通行再開に向けて、舗装工事を実施
- ・道路維持修繕工事（御成町） 0.6億  
→令和6年度に警察が市役所前交差点の横断歩道に設置したエスコートゾーン（  
視覚障害者の通行をサポートする路上設備）に合わせて、歩道の点字ブロック  
の位置を変えるもの

36

## I 鎌倉市浄明寺における漏水事故について

### 1 概要

令和7年6月28日（土）午前1時頃に警察に通報があり、午前2時頃、鎌倉市浄明寺付近の水道管からの漏水を職員が確認し、周辺の道路が冠水により一時通行止めとなつた。

また、この漏水の修理に伴い、鎌倉市的一部区域で約1万戸の断水が発生し、漏水の解消等に時間を要したため、復旧は同日午後10時となつた。

### 2 主な経過

午前1時頃	住民から警察への通報あり
1時30分	県道204号線（金沢鎌倉線）の通行規制開始
2時頃	漏水事故を確認
3時30分	断水情報をホームページに掲載
4時30分	漏水の止水と修理のためバルブを閉止、約1万戸が断水
7時10分	県道204号線（金沢鎌倉線）の通行規制解除
9時	応急給水を開始
午後1時	漏水箇所の水道管の復旧工事を完了
1時20分	通水を再開し、その後、順次、水道管路の洗浄を開始
10時	水道管路の洗浄を終了、応急給水を終了

37

## 3 漏水の概要

### (1) 漏水箇所

鎌倉市浄明寺2丁目7番付近



（図1 漏水箇所位置図）

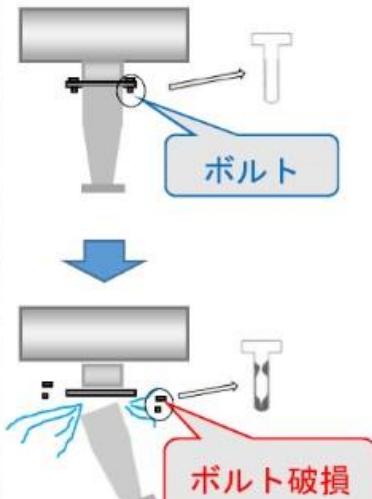
38

## (2) 漏水原因

直径250mmの水道管（昭和39年布設）の継手部分のボルトが腐食し、継手が離脱したため。



(図2 漏水箇所写真)



(図3 漏水箇所模式図)

39

## (3) 主な被害の状況

- 県道204号線（金沢鎌倉線）の報国寺入口交差点付近が一時通行止めとなったが、午前7時頃に解除となった。
- 鎌倉市の一帯において、午前4時過ぎから約1万戸で断水及び濁水が発生したが、午後3時頃までには断水は概ね解消し、濁水も午後10時頃までには解消した。

### [断水区域]

鎌倉市 十二所、浄明寺一丁目～六丁目、二階堂、西御門一丁目～二丁目、雪ノ下一丁目～五丁目、雪ノ下、扇ガ谷二丁目～四丁目、小町一丁目～三丁目、大町一丁目～四丁目・六丁目～七丁目、材木座二丁目

- 断水に伴い、多くの飲食店や観光施設等が臨時休業となった。
- なお、漏水を直接の原因とする浸水被害や人的被害は、これまで報告されていない。

## 4 主な対応状況

### (1) 漏水復旧

- 漏水の止水と修理のため、午前4時30分に漏水箇所に通じるバルブを閉め、断水を行った。
- 午後1時までに漏水箇所の水道管の修理工事を完了し、午後1時20分から通水を再開した。その後、順次、濁水解消のための水道管路の洗浄を行い、午後10時までに作業を完了した。

40

## (2) 応急給水

- ・ 県営水道の給水車14台に加え、管工事業協同組合の給水車5台により、午前9時頃から午後10時まで、鎌倉市内の小中学校など、最大10ヶ所で応急給水を行った。

## (3) 広報等

- ・ 鎌倉水道営業所ホームページに断水等の情報を掲載し、LINEでも情報発信したほか、断水区域には広報車5台による広報を行った。また、県ホームページのトップにもお知らせを掲載した。
- ・ 鎌倉市の協力により、鎌倉市ホームページや、鎌倉市公式LINEでもお知らせした。
- ・ 断水や漏水に関し、事故当日に延べ400件余りの苦情やお問い合わせをいただいた。

## 5 今後の対応

- ・ 今回、漏水の原因となった水道管は、市道と県道に約400mにわたり埋設されており、昨年度から進めていた更新工事を、今年度も着実に実施していく。
- ・ 新しい水道管への更新工事が完了する（令和8年度末）までの間、水圧の影響が大きい曲線部を掘削し、ボルトの補強を行う。（10箇所程度）
- ・ 1年に1回行っている基幹管路や、国県道に埋設されている水道管の漏水調査を、平年よりも前倒しして行う。
- ・ 今回の漏水事故に伴う補償等については、公益財団法人 日本水道協会等の関係機関と相談しながら対応を検討していく。

41

Kamakura City 鎌倉市

## 公共施設再編計画 社会基盤施設マネジメント計画について

### 鎌倉市公共施設等総合管理計画

#### 鎌倉市公共施設再編計画

##### 【建物】

- |            |         |
|------------|---------|
| ・本庁舎・支所    | ・生涯学習施設 |
| ・消防施設      | ・図書館    |
| ・学校施設      | ・スポーツ施設 |
| ・子ども・青少年施設 | ・文化施設等  |
| ・福祉関連施設    | ・市営住宅   |

#### 鎌倉市社会基盤施設マネジメント計

##### 【インフラ】

- |       |           |
|-------|-----------|
| ・道路   | ・緑地       |
| ・橋りょう | ・下水道      |
| ・トンネル | ・漁港       |
| ・河川   | ・下水終末処理場  |
| ・公園   | ・ごみ処理施設など |

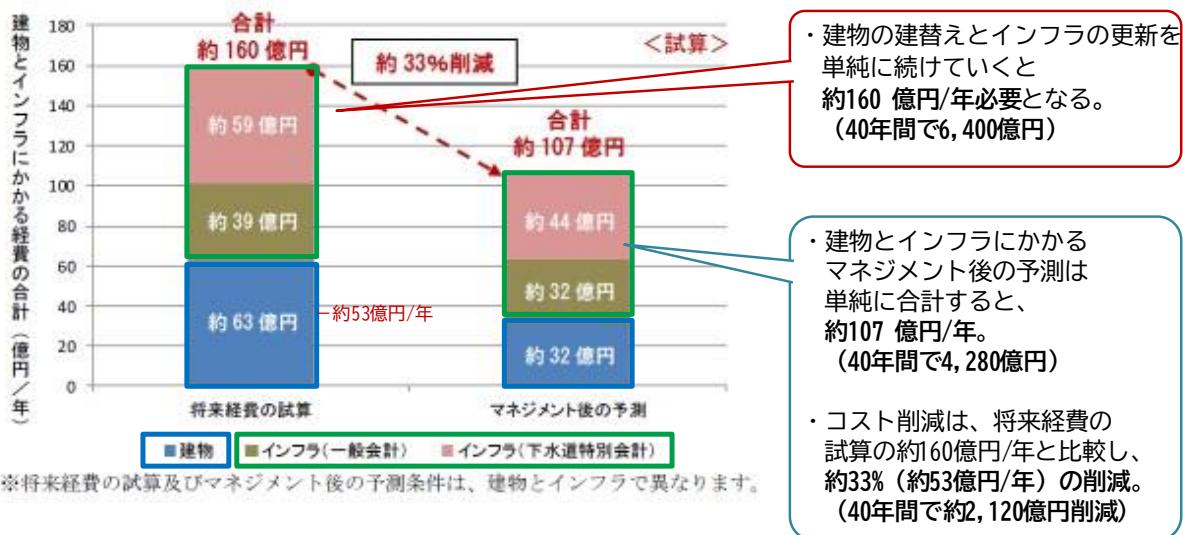
### ●これまでの経過

- 平成18年 公共施設の全市的配置計画策定検討会設置  
平成24年 鎌倉市公共施設白書作成  
平成26年 鎌倉市社会基盤施設白書作成  
**平成27年 鎌倉市公共施設再編計画策定**  
**平成28年 鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画策定**  
鎌倉市公共施設等総合管理計画策定  
鎌倉市社会基盤施設白書改訂  
令和4年 鎌倉市立地適正化計画策定  
**令和6年 鎌倉市公共施設等総合管理計画改訂**  
鎌倉市公共施設再編計画改訂  
鎌倉市学校整備計画策定  
令和7年 鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画改訂  
（予定）  
令和8年 鎌倉市公共施設再編計画改訂（予定）

42

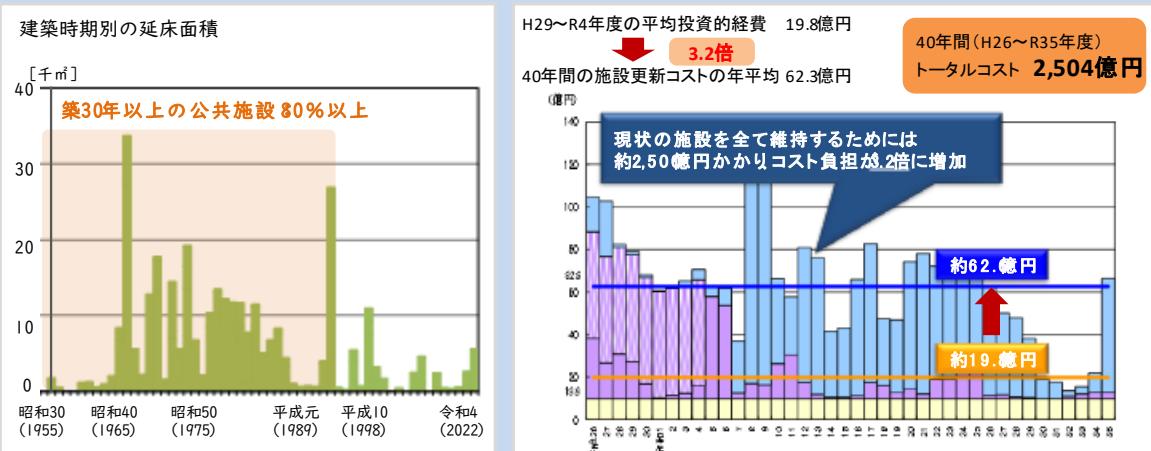
## 公共施設再編計画 社会基盤施設マネジメント計画について

図表 建物とインフラの合計による予測結果とマネジメント後の予測の比較



43

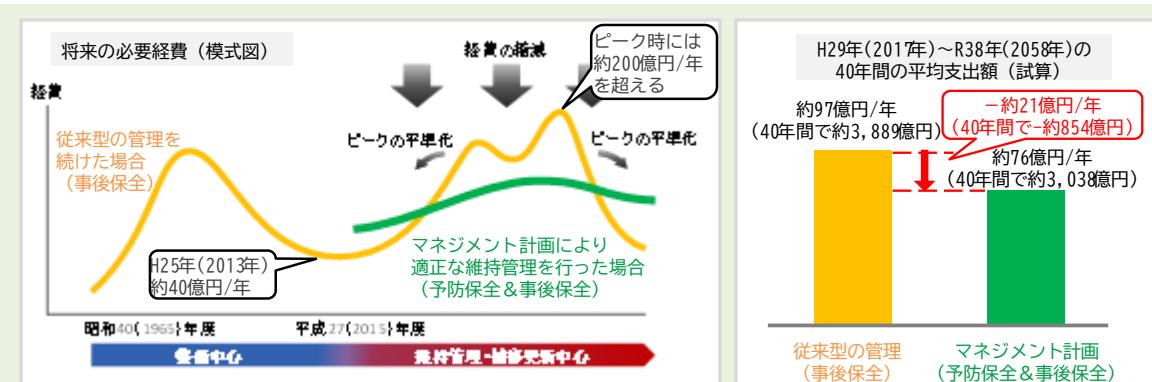
## 公共施設再編計画



- ・令和8年度までに行う再編計画の改訂において、今後の財政状況や施設更新にかかる費用を考慮しつつ、複合化・集約化・長寿命化等の再編手法について整理し、実行力のある計画となるよう見直しを行う。
- ・必要な公共サービスは維持しながら施設再編を進めることについて、多くの市民の皆様にご理解いただけるよう、周知活動を積極的に行っていく。

44

## 社会基盤施設マネジメント計画



- ・予防保全型管理と事後保全型管理を効率的に組み合わせることで、維持管理に係る費用の縮減と平準化を目指している。
- ・「鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画」は、短期、中期、長期の計画で構成されており、今年度末（令和7年度末）に短期計画の改定時期を迎えることから、インフラ施設全般について、これまでの維持管理状況や物価変動などの社会情勢の変化等を踏まえ、改めて将来経費の試算を行い、持続的な運営のために費用の平準化を図る。

## 第1部 市長からの報告に対する意見・質疑

### ＜山王台自治会 岩田会長＞

新聞で既に報道が出て、庁舎の分散化、いわゆる深沢庁舎、御成庁舎でやっていくという方針に変更になったということなのですが、今日の資料はその前のもののような感じがしまして、先ほどの市長の説明だと、現庁舎は耐震補強しなくては安全性がない、それで高さ制限や文化財の包蔵地の問題があるので難しいという話だったのですが、しかし、方針転換で、結局執行機関はここへ残すということになったわけですね。そうすると、執行機関というのは市長室、それに関わる総務部のセクションなど、それから、議会棟という大事な部分をここに残すということと、先ほど市長がおっしゃった、耐震補強をしないと危ないということ、それから高さ制限や文化財の包蔵地という制約があつて建て替えが難しいということと矛盾するのではないかと思います。現庁舎で十分使用に耐えるという考え方でそういうことになったのかどうか、ぜひお聞きしたい。

また、現庁舎の跡地に中央図書館や生涯学習センターのホール等を持ってくるということですけれど、今回、執行機関が現庁舎の場所に残ることになったので、それらを持ってくるのは厳しくなったのではないかと思います。公共施設再編計画とも絡みますが、そこら辺を見直されるのかどうか、ぜひお聞きしたい。

そして、市長の話だと、二大庁舎、つまり深沢庁舎、御成庁舎を維持していくことになりましたけれど、既に基本計画で170億円という予算が予定されているのですが、今は建築資材が上がって、とても170億円では無理で、200億円、300億円になるのではないかと言われていますけれど、御成庁舎を建て替える、あるいは補修して長寿命化して使うことになるとお金がかかります。

以前、市の説明会で質問したときには、市債を発行しても一度に返済が来ないので、十分鎌倉の財政状況からいえば耐えられるという話だったのですけれど、市長の今の説明のとおり、御成庁舎と深沢庁舎を同時にやっていかなくてはならないとすると、財源は同時に確保しなければならなくなってくると思うのですが、今の鎌倉の財政規模で耐えられるのでしょうか。

### ＜松尾市長＞

ありがとうございます。まず、今の庁舎で大丈夫かについてですけれども、その見解は全く変わっていません。今の庁舎が、大きな地震があったときに直ちに潰れるかという目線で言うと、それは潰れないで、あそこで働いていても大丈夫です。そこは変わっていません。けれども、大きな地震が来た後、継続して使えるのかというと、それは難しいところです。

深沢に庁舎をつくるところは変わっていません。深沢の庁舎は、地震に大変強いものをつくりますから、これができるとすると、今度はこの鎌倉の現庁舎に手をつけることになります。ここを新しく建て替えるのか、もしくは補強するのかという選択肢は残しているわけなのですけれども、いずれにしても、大きな地震が来てもきちんと仕事を継続できる環境をつくっていくことになります。それが初めて初めて両方が災害に強いことになりますから、市長がこの場所にいても大丈夫だということになります。

### ＜山王台自治会 岩田会長＞

財源の問題は大丈夫なのですか。

### <松尾市長>

財源的なところで言いますと、今、鎌倉市はどれくらい市債を抱えているかというところなのですが、残高でいうと今300億円を切っています。もともとここ10年でいうと600億円ぐらいあったところから、市債残高をかなり減らしており、非常に今、身軽な財政状況になっています。

ただ、岩田会長がおっしゃるように、これから先、これだけの大きな金額がかかっていくものをつくっていかなければいけないことになるのですけれども、当然、新しくつくるものは、50年ないしは100年使っていくものを、深沢にも鎌倉にもつくっていくことを念頭に置きながら進めますので、これはきちんと借金をしながら、後世にも負担を分担しながらつくっていくという考え方です。1年の間に借金の返済が多くなりすぎると財政が破綻することになるわけなのですけれども、そうならないように、きちんと両方ともを試算しながら進めることになっています。

### <山王台自治会 岩田会長>

中央図書館やホールの移転の問題はどうなのですか。

### <松尾市長>

今回の計画でいくと、議会がやはり大きな面積がありますので、その分、市民利用の部分が入りにくくなることはあります。ただ、ここは工夫の仕方ですけれども、議会も議場専用でつくるということではなくて、例えば、普段はホールになっていて、議会のときにはテーブルと椅子を出すというような議場も全国の自治体にはあります。そういうところをうまく、無駄にならないような形でつくるということも含めて考えながら、中央図書館と生涯学習センターも更新していかなければならぬものですから、詳細はこれから詰めていくことになりますけれども、可能な限りそれも入れた中で、今の鎌倉の本庁舎を新しくつくっていきたいと考えています。

### <二階堂親和会 永井会長>

先日の断水のことなのですけれども、二階堂では山の上の緑苑台と江ノ電の分譲地は断水しなかったのですね。緑苑台に小さい公園がありまして、そこに消火栓があるのですが、断水時にそれを使って注水してもよいものなのか。あと、二階堂は貯水タンクが江ノ電の分譲地に一つあるだけなのですよ。あとは全部消火栓なので、断水時に火災が起きたらどうするかというのを教えていただきたいと思います。

### <高橋消防長>

ご質問いただきました断水時の火災の対応ですけれども、少量ですけれども、700リットルぐらいの水を積載している消防車がほとんどになっています。そのほかにも予備車として水槽を積載している車両がありますので、まずはそれで対応する形を取りまして、その後は自然水利ですとか防火水槽とかを活用しながら対応していく形になると思います。

消火栓が使用できなくなると、火災の対応はかなり困難になると思いますので、それには火災が発生しないような広報活動というのも必要になってくると思います。今回は消防車の方で管内を回らせていただきましたので、そういう広報も含めて対応していきたいと考えています。

### <二階堂親和会 永井会長>

断水時には、断水したところの消火栓は使えないと理解してよいでしょうか。

### <高橋消防長>

基本的には断水の場合は消火栓が使えない形になります。計画的な断水の場合には、対応の方針を計画的に立てられるのですけれども、今回みたいな突発的な断水となると、消防資源を最大限に活用しながら対応するようになると考えています。

### <二階堂親和会 永井会長>

緑苑台はなぜ山の上なのに水が出ていたのだろうという疑問があるのですが、その辺はどうでしょうか。

### <都市整備部 森部長>

別口で調整池があるそうなのですけれども、そこから江ノ電団地の方とかは使えたということです。ただ、夕方になると空になってしまいそうだったので、給水車がそちらの調整池に直接水を入れたということです。一部の地域だけずっと水が使えたのは、そういう調整池の関係になります。

### <小町二丁目東自治会 片瀬会長>

1点目はオーバーツーリズムの話で、これは自治会のメンバーからものすごく要望が上がっている項目です。

具体的には、観光客がごみを住民の家の壆の上に置いて帰る、それからクリーンステーションのところにもごみを置いて帰る、あるいは、条例上禁煙地域になっているところで平気でたばこを吸って、子どもに非常に危ないということです。やはりオーバーツーリズムの問題というのは、鎌倉市として対応するべき、極めて重要な優先課題だと思うのです。

それで、今日ご説明いただきましたけれども、例えばごみ対策でいうと、ティッシュペーパーを1万個まくとか。でも、鎌倉市の観光客数は一千数百万人ですよね。それなのに、1万個ティッシュペーパーをまいても、結果は全く変わらないと思うのですよ。やっている感を出しているだけで、全く効果はないと思うのです。

抜本的な対策を、ぜひ知恵を使って、それから予算も使っていただきたいのですけれども、予算の面でいうと、オーバーツーリズム対策での総計が2,900万円ですよね。でも、鎌倉市における観光客の消費額、これは年間、コロナの前は600億円ぐらいだったのですが、鎌倉市では、今年900億円にするという目標を立てられています。おそらく900億円近い数字になると思うのですけれども、そうすると900億円の消費額というのは、消費税額で90億円ですね。そのうち大体20%が市に入るとすると、観光客だけで鎌倉市は税収が18億円あるわけですよ。コロナ前の600億円の消費額が900億円になっているとすると、その分だけで6億円の税収増になっているはずなのですよ。これは鎌倉市にとって良いことだと思いますけれども、それ相応の迷惑が住民にかかる、皆さん大変な思いをされているということで、それに対して予算が2,900万円というのはあり得ないと思うのですよ。6億円の税収増ということで、やはり相当の額をオーバーツーリズム対策に投入していただいて、まず、観光客と住民とが共存できる環境をつくっていただくことだと思うのです。

禁煙にしても、条例上禁止区域になっているのですけれども、ほとんど掲示がないのですよ。ホームページには禁止区域と書いてあっても、歩いている観光客は禁煙だと分からぬのですね。

時々はありますが、それには「Let's stop smoking」と書いてあるのですよ。「Let's stop smoking」は、健康に悪いからたばこは控えましょうという意味であって、ここはやはり禁止区域ですから、「This is no smoking area」とか、そういうことをはっきり書かないとわからないのですよ。場合によって

は中国語で書いても良いと思うのですよね。そういうことで、まずは知恵とお金を使ってやっていただきたいと思います。

#### ＜松尾市長＞

ありがとうございます。おっしゃるように、オーバーツーリズム対応は市としても喫緊の課題でありますし、取り組まなければいけない大変重要な課題だと考えています。

2,900万の予算のところは、数字としてはこれが出ているわけなのですけれども、これだけということではなくて、トイレの関係ですとか、もしくは様々な道路の整備を含めて、観光行政も含めて予算を使っている部分ではありますけれども、ただ、おっしゃるように、市民の皆さんに十分でないと感じていらっしゃるところはしっかりと受け止めながら、新たにどういうことをしていったら良いかを検討して、早急に様々な施策を打っていきたいと考えているところです。

#### ＜環境部 加藤部長＞

オーバーツーリズムのごみとトイレについては、各地区から連絡をいただきておらず、ご心配とご迷惑をおかけしているところでございます。私どももパトロールをしていても、なかなか減らないことは感じておりますし、今後は色々な商店街ですとか、旅行会社の方にご協力いただいて、例えば商店街でテイクアウト販売をされたお店では、どこかでごみを全部回収してもらうことを考えていただくとか、あとは旅行会社やバス会社の方が観光客を連れて来たときには、それぞれ観光客の方にごみ袋を渡して、必ずこれで持ち帰ってくださいということを徹底していただくとか、そういうこともこれから話を聞いていこうと思っております。

また、路上喫煙禁止区域についてですけれど、喫煙禁止としているのは1日に千人以上通る道路だけです、範囲ではないですね。禁止している道路については、電柱に35箇所、下の道路にも35箇所貼っているのですけれど、正しい言葉ではないというご意見をいただきましたので、改めて考えていきたいと思います。

#### ＜小町二丁目東自治会 片瀬会長＞

2点目は断水に関連した話なのですけれども、井戸の話ですね。今回断水があって、井戸の重要性は皆さん相当認識されたと思うのですけれども、鎌倉市では災害用に指定されている井戸というのがあって、例えば水質検査をするとか、そういうことに対して一部助成が出ているのですが、災害用に指定されている井戸の条件というのが、普段から一般の人がアクセス可能でなければならないとなっています。普通の家庭で持っている井戸に対して、誰でも入れるというのは、相当ハードルが高いわけですね。

私どもの家にも井戸があるのですが、そういうアクセスを認めるのは安全上の問題がありますので、自前で保健所に行って水質検査をしてもらいました。災害のときに助け合いで水をみんなで使うという考え方方は良いと思うのですけれども、普段からアクセス可能にして、ホームページ上に地図まで載せてということでは相当ハードルが高いので、結果的に災害とか断水のときに使える井戸の数は減ってしまうと思うのですよ。

これは細かい話ですが、防災上は非常に重要ですので、ぜひ鎌倉市内の井戸の保全とか、あるいは、数をもっと増やすことに対する市のやり方を見直していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

### ＜市民防災部 林部長＞

ありがとうございます。片瀬会長のところにも井戸があるということでございますが、今は市内に41箇所、井戸の場所を公開させていただいている。会長がおっしゃるように、非常にリスクが高いですね。個々の家の名前も出てくるので。そうではなくて、新たな井戸を設置するとか、保全について市として考えていく必要性があるのではないかというご指摘だと認識しているのですけれど、違いますか。

### ＜小町二丁目東自治会 片瀬会長＞

41箇所というのは、登録されているものだけで、実際にはその何十倍もあると思うので、そういう井戸の保全とか、数を増加させる政策をやられるべきではないかということです。

### ＜市民防災部 林部長＞

実は私のところにも井戸があるのですけれども、今は公開にはなっていません。おっしゃることは理解しておりますので、取組について検討してまいりたいと思います。

### ＜小町二丁目東自治会 片瀬会長＞

それから3点目ですが、これはもっと大きな話なのですけれども、インフラ対策とかオーバーテーリズムの問題とかには、やはりお金がかかるわけですね。まずは古いインフラの保全が最優先順位だと思うのですよ。優先順位から言うと、市の新庁舎に何百億円もかけるよりも、やはりそういうところにしっかりとお金をかけてほしいと思います。その中の財政見通しがあって、それでこのくらいお金に余裕があるから市役所を建てますという説明をされた方が、皆さんも判断がしやすくなるのではないかと思うのですけれど、いかがでしょうか。

### ＜松尾市長＞

そこにつきましては、私の考え方からすると、やはり両方やっていかなければいけない問題だと考えております。ですので、市役所を新しくするということと、インフラや公共施設の老朽化、それそれにしっかりと計画をつくりながら、財政的にも平準化して取り組んでいくことが必要だと考えております。インフラや公共施設再編を後回しにして、市役所のことだけに取り組んでいるわけではないことはご理解いただければと思っております。

### ＜御成町末広自治会 米里会長＞

御成小学校の旧講堂改修工事についてですけれども、どういうプロセスでこれから進められていくのかを説明していただきたいということと、何十年も放置されてきた旧講堂ですが、私は毎日見ていくのですけれども、大変不快ですね。旧講堂を復活させるということですが、ここに至るまでの議論を聞かせていただきたいと思います。

### ＜教育文化財部 小林部長＞

旧講堂について、長期間にわたりこういう形になってしまって大変申し訳ないと思っております。旧講堂については今、立入禁止になっておりますが、学校施設でございますので、どういう活用をしようかというのをずっと検討しておりました。

改修工事の入札を令和元年度に実施しましたが、この時点では御成小学校にPCルームがなかったの

で、PCルーム等の特別教室として活用しようと検討していたところでございます。ただ、令和2年度のコロナ禍で事業が先送りになった後、学校と改めて調整をしまして、今は大きな講堂形式で利用する方向に設計変更をして、準備を進めているところでございます。

#### ＜御成町末広自治会　米里会長＞

どういうプロセスでそうなったのですか。

#### ＜教育文化財部　小林部長＞

これは学校と私ども教育委員会とで調整をいたしまして、そういう形にさせていただきました。これに関しては予算を提出したときに議会で議論していただいて、承認をいただいている状況でございます。

#### ＜松尾市長＞

米里会長からすると、地域に対して情報提供がなかったというところかと思います。そこは申し訳なく思っています。旧講堂については、学校施設として活用していくことで進めてきたところですから、教育委員会の中でどのように活用するかというところが、これまで検討してきた経過ですから、そういう意味では、学校側と教育委員会とで議論をして決めてきたというところがあります。

もともと旧講堂は、御成小学校の建て替えのときに大きな問題になって、当時の議会や住民の皆さんからもしっかり残して活用すべきだというご意見をいただいてきた経過がありますから、そういう意味では、地域の皆さんにも情報提供を小まめにしていくところは、今後教育委員会とも連携して心がけてまいりたいと思います。

#### ＜鎌倉ハイランド自治会　鴨田会長＞

今、たばこ税は年間、国に2兆2千億円入っているはずです。調べてみると、鎌倉には7億円から8億円入っているのですよね。

これは目的税ではないので、どう使おうが勝手なのですけれども、そのお金でもって喫煙所をぜひ増設していただきたい。これによってたばこの害も多少は減るでしょうし、今は1箇所しかないのでよね。それも朝の9時から17時までということで、利用者は多いと思うのですけれど、JTとかに言えば、施設をつくることの援助とかが受けられると思いますので、ぜひ喫煙所の増設をお願いいたします。

#### ＜環境部　加藤部長＞

おっしゃるとおり、喫煙者と禁煙者の共存が必要だと思います。禁煙だけでは、吸いたい方々がどこで吸うのだという話になりますので、喫煙所は確かに我々も探しているところですが、なかなか適した土地がなく、今は民間の方がつくっていただいたところが2箇所あります。私どもにも民間の方がつくっていただく際の補助制度がありまして、例えば開発などがあったときに、その一角につくっていただくとか、そういうことを職員がお願いに行ったりはしているのですけれども、なかなか増えてはいない状況です。今は鎌倉駅東口側だけですけれども、西口側も含めて、人が集まるところには喫煙所をつくっていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

### ＜山王台自治会 岩田会長＞

断水のところですが、土曜日に起きたものですから、市役所に電話しても守衛の方しかいませんでした。それで私の自治会では、お年寄りの皆さんから私のところに電話が何十本もかかってきて、うちだけで断水しているのでしょうかという、要するに、インターネットがお年寄りは見られないものですから、状況がわからなくて、それで市に電話して、とにかく防災無線を早く流してくれと言つたのですけれど、ご承知のとおり10時過ぎだったと思います。それから、県営水道の広報車もうちの町内にも来たのですけれど、これは11時近くでした。休日にこういう断水とか、あるいは災害があったときに、情報をどう周知するかというが今回の大きな課題だった気がするので、防災無線をもっと早く流すようなこと、この地域でこれだけ断水していて、復旧には時間がかかりますということを周知するシステムをぜひつくっていただきたい。

それと、私は水を直接お年寄りに配ったのですけれど、市役所に取りに行ってくださいと言われても、お年寄りは重くて取りに行けないので、そういうことも市あるいは水道局がもっとやる必要があったのではないかと思います。

### ＜松尾市長＞

防災無線のタイミングにつきましては、反省点とさせていただきて、なるべく早く必要な情報を皆さんに届けることをしっかりとやってまいりたいと思います。申し訳ございませんでした。

それから、お水を届けるというところなのですけれども、もちろん困っている方がいるところでは、誰がそこに届けるかというところは臨機応変にやっていく部分だと思うのですが、ただ、この災害があったとき、それは災害の種別にかかわらず、市民の皆さんには、やはり各家庭で1週間電気、ガス、水道が止まても生活ができるだけの備蓄をするようお願いをしているところです。

今回、そんなのは知らないとか、備蓄なんてしていないとおっしゃる方もたくさんいらっしゃいました。もちろんそれは強制できないのですが、やはり行政とすると、災害時に全ての市民の皆さんが困っているからといって、お水を届けられるかというと、それは不可能なので、平時の段階から備蓄していただくことを、市民の皆さんにはより一層強く求めていきたいと考えているところです。

### ＜小町二丁目東自治会 片瀬会長＞

民泊のアンケートを送っていただきて、私のところも班長の方に集まつてもらって議論をしたのですけれども、皆さん、ぜひ規制地域にしてほしいということなのですよ。

今後、検討課題に乗せられようとしているのではないかと思うのですけれども、早くこれを進めていただきたい。というのは、皆さん民泊に反対であっても、民泊目的に不動産を取得する業者というのはこれから出できます。時間がたてばたつほど、民泊の規制というのは難しくなるし、それは結果的に住民の人たちには望ましくない状況になると思うのですね。したがって、やられる以上は、もう早急に議論して結論を出していただきて、早く手を打つことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

### ＜松尾市長＞

ありがとうございます。民泊は所管が保健所になるものですから、基本は神奈川県なのですよね。我々、この民泊がスタートするときに、実は県に、鎌倉市は規制をしてほしいということを強く申し出ました。しかしながら、県の回答は、鎌倉市だけを規制することはできないというものでした。とはいえ、様々な苦情等は市にも届きますから、県の保健所にもそれを伝えながら対応してきたところ

なのですから、規制なしでは、やはりこれはもたないだろうというのはおっしゃるとおりだと思っています。

ほかの自治体では規制しているところもあるのですよね。それはやはり保健所設置市なのです。鎌倉市は保健所を持っていないものですから、独自には規制ができないのですが、県にきちんと訴えていかなければいけない重要な課題となっています。

引き続き私からも規制について強く要望してまいりたいと思っておりますし、どのような形で規制をしていくかということについては、地元の皆さんからのお声を伺いながら、協議をして進めてまいりたいと考えております。

## 第2部

### 地域からの議題に関する懇談

07 鎌倉東- 1	消防署の移転等について
07 鎌倉東- 2	大規模災害発生時の公機関と町内会の初動連携について
07 鎌倉東- 3	燃やすごみの戸別収集について
07 鎌倉東- 4	道路行政について
07 鎌倉東- 5	下水（汚水）管調査のお願い
07 鎌倉東- 6	小町三丁目ひぐらし公園と道路下排水溝について
07 鎌倉東- 7	雪ノ下ー丁目、小町二丁目小町通り西側での路上喫煙禁止
07 鎌倉東- 8	宇津宮辻子幕府跡における株式会社ラ・アトレによるマンション建設の件

## 令和7年度ふれあい地域懇談会 第2部 回答票

番 号	07 鎌倉東-1
テー マ	消防署の移転等について
内 容 詳 細	<p>①鎌倉地域の消防施設の整備について、移転統合の候補地の土地の取得が完了し、令和7年度から基本設計と実施設計が実施される旨の報告を消防本部・市総務部より受けました。</p> <p>これに伴い、現消防署及び浄明寺出張所の跡地利活用についても本格的検討に入られることと拝察いたします。</p> <p>跡地については売却や貸付を行い必要経費の原資に充当するとの市の回答ですが、浄明寺出張所の土地は昭和50年に近隣住民の生活、利便に資する目的で、西武鉄道株式会社より市に寄贈されたものであります。これを売却または貸付し必要経費に充当することは、如何に鎌倉市の財産であるにせよ住民として容認できるものではありません。</p> <p>つきましては、浄明寺出張所の跡地の利活用及び後背地の擁壁整備について、市において、タスクフォースには近隣住民(自治町内会)の代表をメンバーに加えることを条件としたプロジェクトチームを組んでいただき、地域に資する形での検討をお願いするものです。</p> <p>②消防署の移転先周辺の住民にとっては、特にサイレンや訓練等の「音」が死活問題となる可能性があります。その他を含め、以下三点を要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建屋の設計、完成後の運用についてこれらを十分に配慮すること。</li> <li>2. その他住民の要望に可能な限り配慮すること。</li> <li>3. 以上のため住民とのコミュニケーションを密にとること。</li> </ol>
団体名	<p>① 鎌倉ハイランド自治会、十二所町内会、浄明寺町内会</p> <p>② 大蔵自治会</p>
担当部課	<p>総務部 公的不動産活用課</p> <p>消防本部 消防総務課</p>
議題に対する回答等	

## ①について

鎌倉市公共施設再編計画では、遊休資産や余剰資産については、賃貸・売却等により、再編に必要な事業費の捻出も視野に入れた有効活用を図ることとしており、その収入を施設の整備や維持管理費など公共サービスの提供に必要な経費の原資に充当していくことで、次世代に過大な負担を残さずに公共施設の更新を進めていくこととしています。

浄明寺出張所移転後の跡地利用についてはこれから検討となります。利活用の検討を行う際には、地域に資する利活用について地元のご意見を聞きながら検討してまいります。

## ②について

令和5年から、建設予定地の周辺の自治町内会に対して事業の説明を行うとともに、建設予定地の近隣の方々を訪問して事業の説明を行っています。その中で、建設予定地周辺からは、サイレンや訓練の音に対する心配の声が寄せられています。

これから予定している設計業務において、建設予定地周辺の住環境に最大限配慮するため、建物の遮音性能の確保、訓練時の音の配慮など、設計段階から運用まで通じて可能な限りの対策を講じてまいります。消防署所の移転に際しては、生活環境や交通、景観など様々な面でのご懸念があることを認識していますので、今後も説明会や意見交換の場を通じて、周辺自治町内会等の方々との対話を重ねてまいります。

添付資料	
------	--

## (1) 消防署の移転等について

### <総務部 藤林部長>

浄明寺出張所の跡地の利活用について、過去のふれあい地域懇談会でもご要望いただいているところでございますけれども、鎌倉市の公共施設再編計画では、余剰資産につきましては賃貸、あるいは売却等により再編に必要な事業費の捻出を視野に入れた有効活用を図ることとしています。

浄明寺出張所の移転後の跡地の利用につきましては、これから検討となります。これについてはまだ何も決まっていないところでございます。利活用の検討を行う際には、地域に資する利活用について、地元の皆様方のご意見を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

### <高橋消防長>

消防署の移転につきましては、令和5年から建設予定地の周辺の自治会町内会に対して事業の説明を行うとともに、建設予定地の近隣の方々を訪問して事業の説明等を行っております。その中でサイレンの音のことですとか、訓練をする際の音などに心配の声がかなり寄せられております。これから予定している建設の設計の協議におきまして、建設予定地周辺の住環境に最大限配慮するため、建物の遮音性の確保や訓練時の音の配慮など、設計段階から運用まで通じて可能な限りの対策を講じていこうと考えております。

消防署の移転に際しましては、生活環境ですとか、交通、景観、そういった様々なご懸念があることは認識しておりますので、今後も説明会や意見交換の場を通じて、周辺の自治会町内会の方々と対話を重ねてまいりたいと考えております。

### <鎌倉ハイランド自治会 鳴田会長>

浄明寺出張所に関して、遊休資産や余剰資産については、賃貸か売却という基本姿勢は変わっていないと思うのですけれど、これは前にも申し上げましたように、昭和50年に西武鉄道から近隣の住民の生活や利便に資することを目的に、市に寄贈されたものでございますので、当該地は遊休資産や余剰資産ではないということを再認識していただきたいと思います。

それから、今後検討に入るということでございますが、その大体のタイムスケジュールと、その検討に参加するメンバー、我々は近隣の自治会町内会もその検討会のメンバーに加えてほしいという要望を出しておりますけれども、どういうメンバーを考えられているのでしょうか。

それともう1点、当該地は土砂災害特別警戒区域に指定されておりますけれども、前回、擁壁を設けるなり、補強工事をぜひお願いしたいということを申し上げておりますけれども、それはどうなっているのでしょうか。

それから、この件に関して、陳情とか請願をしたいと思っておりますが、陳情と請願はどう違うのですか。

### <総務部 藤林部長>

遊休資産、余剰資産という考え方でありますけれど、鎌倉市の公共施設再編計画の考え方として、この浄明寺の跡地については余剰ではないということで、利活用の検討メンバーについては、今後検討させていただきたいと思います。検討を進めていく際には、ぜひ地元の皆様方のお声を頂戴しながら進めていきたいと考えております。

具体的なスケジュールについてですが、お答えできるものはございません。土砂災害特別警戒区域

への対策についても、この利活用の検討と併せて、検討を進めてまいりたいと思います。

それから陳情と請願の違いですが、法的には陳情と請願の違いというのは、議会で扱うことに何ら変わるものはありません。住民の方の主体で挙げていただくのが陳情で、間に市議会議員の方が入っていると、それは請願という取扱いになるということでございます。

令和7年度ふれあい地域懇談会 第2部 回答票

番 号	07 鎌倉東-2
テーマ	大規模災害発生時の公機関と町内会の初動連携について
内容詳細	町内会が災害発生時の避難計画を考える上で、公機関の初動に繋ぐことが大切と考えています。 そのため、公機関の避難所、救護所などの初動体制行動計画を知りたい。
団体名	二階堂親和会
担当部課	市民防災部 総合防災課
議題に対する回答等	
<p>市では、「地震発生初動時行動マニュアル」を作成し、休日、夜間等の勤務時間外に震度5強以上の地震が本市または隣接市區（藤沢市・逗子市・横浜市栄区・横浜市金沢区・横浜市戸塚区）で発生した際に、職員が自動参集により予め指定された場所に参集し、災害活動に従事することとしています。避難所においても指定避難所（ミニ防災拠点・市立小中学校25校）を自動開設するため、職員が参集して避難所を開設し、地域の自主防災組織などと協力して避難所運営を行うこととなります。</p> <p>救護所については、指定避難所のうち12か所に医師、歯科医師、看護師等医療職を配置する計画としていましたが、これを見直し巡回救護隊（医師、看護職、薬剤師等）を組織し、指定場所に参集後、救護所で負傷者等の状況把握や応急医療等を行うこととしました。また、市内医療機関は施設の安全が確認でき次第、診療を再開してもらう方法へ変更します。今後、具体的な運用方法を関係機関と調整し、災害時の医療救護体制の充実を図ります。</p>	
添付資料	

## (2) 大規模災害発生時の公機関と町内会の初動連携について

### <市民防災部 林部長>

市では、地震発生初動時行動マニュアルを作成しております、休日夜間などの勤務時間外に震度5強以上の地震が本市または隣接市・区で発生した際には、職員が自動参集により、あらかじめ指定した場所に参集し、災害活動に従事することとしております。

避難所においても、指定避難所、これはミニ防災拠点として、市立の小・中学校25校でございますが、こちらを自動開設いたしますので、職員が参集して、避難所を開設し、地域の自主防災組織の皆様等と協力をして、避難所運営を行うこととなります。

それと救護所につきましては、指定避難所のうち12箇所に医師、歯科医師、看護師などの医療職を配置する計画としておりましたが、これを見直しまして、巡回救護隊、こちらは医師と看護職、薬剤師などで組織いたしまして、救護所で負傷者などの状況把握、それから応急医療などを行うことといたしました。また、市内医療機関は施設の安全が確認でき次第、診療を再開してもらう方法へ変更いたします。具体的な運用方法について、関係機関と調整し、災害時の医療救急体制の充実を図ってまいります。

### <二階堂親和会 永井会長>

二階堂親和会で防災の計画を作成するにあたって、災害時は、自助・共助・公助と言われていて、その自助、とにかく元気で自分の身の回りの安全が確保できた人がどこかに集まって、そこから共助が始まるという考え方を取ろうとしているのです。

公助が始まってから公助が来るまでの間は自分たちで何とかしようと思いますが、公助がいつ入るのかということ、災害の規模によってでしょうけれど、3日間なのか、1週間なのか、10日間なのか、1箇月なのかというイメージを住民それぞれに持ってもらうことが大事だらうと思っていて、その行動計画をつくろうとしているのです。

ですので、初動時行動マニュアルをいただけますでしょうか。私たちだけではなく住民が知っているという状況をつくりたいと思っています。

それと救護所ですけれども、昨年の夏に鎌倉宮で消防の搬送訓練をしていたときに、境内に大きいテントを張って、救護所をつくったのですね。そのとき消防隊員に、ここにけが人なり具合の悪い人たちを集めるのは私たちの仕事だよねといったら、ぜひお願ひしたいですということでしたので、町内会として、けがをした人たちとか、あるいは自力で動けない人たちをどこに集めるかを考えないといけないと思っています。

鎌倉宮は道も広いし境内も広いので、そこに参集してもらおうと思っているのです。そのときに応急手当も自前でできれば一番良いと思っていて、そういう災害時のイメージづくりを住民にしてもらうためのマニュアルをつくろうと思っているのですが、この医師や歯科医師が巡回して回ってくるのにはどれぐらいかかるかというのはわかりますか。

### <市民防災部 林部長>

まず、公助が来るまでというのは、一般的には3日間、72時間と考えています。

職員の参集のところにつきましては、これは直ちにとなっています。職員も被災はするのですけれども、まず自分、それから周りの家族と、近くの方で助ける必要があれば動いてもらうのですが、基本的なところが片づき、動けるようになったらすぐに来なさいとしているのですね。

職員もできる限り早く駆けつけるという意識は持っていますが、震度5強以上の地震が発生したとき、どれぐらいの時間で救護所に行けますか、避難所に行けますか、市役所に来るることができますかという訓練に毎年取り組んでいます。救護隊がどれぐらいで行けるのかというのは、命に関わる部分ですので、可及的速やかに行動していただけると思うのですが、永井会長がおっしゃられているように、職員の誰がどれぐらいで来てくれるのかというのは、一つ目安にはなってくると思うのですよね。

今、鎌倉宮とおっしゃっていましたけれど、鎌倉宮なのか第二小学校なのか、誰がどのように運んでいくのか、担架はどうするのかとか、そのときに職員はどこに何を用意してくれるのかとか、その辺りの事前の体制づくりというのは、ぜひご相談させていただければと思っています。

#### ＜二階堂親和会 永井会長＞

ありがとうございます。町内会でも担架とか、大型のリヤカーとかは用意しているのですけれど、まだ封を開けたことがないという状況なので、自力で歩けない人をそのリヤカーなり担架なりで運ぶのを1回どこかでやろうとは思っているのですけれど、その辺りのところをまたご相談させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

#### ＜鎌倉ハイランド自治会 河野副会長＞

鎌倉市の消防団第一分団というところがございまして、消防団も色々と検討されているようで、消防団と自治会との関係をどうするかという話をご提案いただいたところでございますが、市と消防団との関係がどうなっているのか、大変気になっているところでございまして、私から言わせると、消防団の方の認識が間違っている部分があるのではないかというところがありまして、そこを教えていただければありがたいと思います。

#### ＜高橋消防長＞

ご質問ありがとうございます。消防団と市の関わりということでご質問いただいたと思うのですけれども、組織としては消防本部と消防団本部というのがあります。市内には28個分団があり、地域に根差した防災活動ですとかをしていただいているところです。

扱いとしては非常勤の公務員ということで、各自がお仕事をされてボランティアという形で、災害対応していただくようになっております。

消防団には、地域の自主防災組織ですか、そういった方と協力しながら、自分たちの地域は自分たちで守るという認識を持っている人たちが集まっていたいているのかなと思っているのですが、中にはそういった認識が薄い方もいらっしゃると思いますので、今後の訓練とかも通じまして、そういうことを伝えていければと思っています。

#### ＜山王台自治会 岩田会長＞

小学校、中学校は避難所となっているのですけれど、先日、学校訪問で校長先生と会う機会があり、どの学校にも体育館にエアコンがないとのことでした。もうこの暑さですので、市は市役所の移転の問題等もあって、予算がなかなか厳しいと思うのですが、ぜひ前向きにお願いしたいです。

#### ＜教育文化財部 小林部長＞

体育館の空調設備については、議会等でもご要望をいただいているところでございます。体育館というのは、断熱性能がほぼないような状況でございまして、ただ単に空調をつければよいというもの

ではない状況でございます。ですので、その辺の断熱工事も含めた対応をどうするか、補助金等を活用してどういうことができるかというのを今検討しているところでございまして、これだけの酷暑でございますので、なるべく早く対応していきたいと考えております。

令和7年度ふれあい地域懇談会 第2部 回答票

番号	07 鎌倉東-3
テーマ	燃やすごみの戸別収集について
内容詳細	<p>①自治会でアンケートを取ったところ、戸別収集実施に際して、燃やすごみも従来どおりクリーンステーションに出したいという意見が何人からも出た。ごみ当番も負担にならないし、近所の方との井戸端会議の場となり安否確認もできるとの声がかなり出た。</p> <p>自治会で適正に管理されているクリーンステーションは残すという方向性を市は考えているか、伺いたい。</p> <p>②来年度からの実施地区への説明会は、どのように行われるのでしょうか。既に実施している地区での課題はありますか。</p> <p>また、廃棄物の収集・処理に関する3自治体連携は、今後どのような予定で進行するのでしょうか。</p>
団体名	① 山王台自治会 ② 泉が谷町内会
担当部課	環境部 ごみ減量対策課
議題に対する回答等	
<p>①について</p> <p>適正に管理されているクリーンステーションについては、下記の条件を満たしている場合のみ、燃やすごみの排出についてクリーンステーションを継続して利用することが可能です。クリーンステーションを利用されている皆様の同意が必要になりますので、よく話し合ってご申請をお願いいたします。</p> <p>1 戸別収集導入以前から利用されているクリーンステーションであること。</p> <p>2 クリーンステーション単位でご利用者様全員が継続利用に同意されていること。</p> <p>3 道路安全に影響を及ぼさないこと。</p>	
<p>②について</p> <p>自治町内会向けの戸別収集に関する説明会については、随時受け付けておりますので、ご希望がある場合は戸別収集担当までご連絡ください。また、11月以降に生涯学習センター等で説明会を実施する予定です。日程については、広報かまくら等でお知らせいたします。</p> <p>既に先行で開始している地区での課題については、排出容器を門の中などの道路から見えにくい場所に設置している場合に収集漏れが発生しています。収集漏</p>	

れを減らすため、敷地内の道路から見やすい場所への排出をお願いいたします（現在、職員が各戸を訪問し、排出場所の調査を実施しております）。また、開始当初は燃やすごみをクリーンステーションに誤って排出する事例が発生したため、収集事業者と連携して収集対応するとともに、近隣住民へあらためて周知するなどの対応を行いました。

3自治体の連携については、地方自治法第252条の14に基づく「事務委託」により、令和7年4月から、逗子市にて燃やすごみの広域化処理を開始しました。鎌倉市内で1年間に排出される燃やすごみ（家庭系）の全量約20,000トンのうち、逗子市で受け入れ可能な9,000トンを処理し、それ以外は、バックアップ体制により他自治体（茅ヶ崎市・大和市）及び民間事業者（千葉県3社、静岡県2社、栃木県1社）で処理を行っています。

今後は、広域化処理を効率的に推進するため、名越クリーンセンター跡地に中継施設を整備いたします（R10.10稼働予定）。

添付資料	
------	--

### (3) 燃やすごみの戸別収集について

#### <環境部 加藤部長>

まず、クリーンステーションを継続したい場合にはどうするのかというご質問です。私どもとしては戸別収集に移行していただきたいのですが、クリーンステーションを今皆さんでしっかりと管理されており、継続したいというご意見もいただいております。その場合には、第一部のパワーポイントの資料にも記載しておりますけれども、一定の条件が揃っていれば、クリーンステーションを継続しても構いません。実際に今、先行地区ではクリーンステーションは967件ございますが、クリーンステーション収集を継続されているところが25件ございます。ですので、皆さんのが納得いただけて継けたいということであれば、それでも構いませんので、よく皆さんで話し合っていただければと思います。

続きまして、戸別収集の説明会ですけれども、随時受け付けておりまして、ご希望がありましたらごみ減量対策課の戸別収集担当にご連絡いただければご説明に伺いますし、町内会単位では大き過ぎるということであれば、町内会の中のサークル活動の仲間でも構いませんし、何人か集まつたところで話が聞きたいということでご連絡をいただければと思います。

今は、来年4月1日から戸別収集が始まるお宅に、4万件ほどあるのですけれども、職員が1件1件回っておりまして、どこにごみ箱を置くかというお話を聞いておりますので、そのときに質問していただいても構いませんし、その辺はまた随時こちらからご連絡をさせていただきます。

課題としましては、先ほど第一部で市長から説明がありましたけれども、我々も最初は慣れていなかったので、ごみの取り残しが発生しておりました。4月第1週で1日あたり53件取り残した事例がありまして、これは事業者がごみ箱を発見できなかった事例ですとか、駐車場の奥の方にあって気づかなかつた事例、また、ご自宅の階段の下に置かれていると思ったら上に置かれていて気づかなかつたということもありましたが、5月の最終週からは2件ほどに減っております。今は収集業者も慣れてきているところで、取り残しも少なくなっています。

もう1点、今後の自治体の3自治体連携についてでございますが、逗子市に対しては、鎌倉市的一部のごみを処理してもらう事務委託というのが進んでいます。これは鎌倉市議会にお認めいただいて、今年の4月1日から開始しており、鎌倉市分としては9,000トンを処理していただることとなっております。ただ、鎌倉市は2万トンほどの燃やすごみが出ますので、残りは民間事業者などで処分をしております。今後とも逗子市と葉山町と一緒に広域処理を進めてまいりたいと思います。

ただ、逗子市も焼却施設の老朽化が進んでおりまして、令和16年にはごみ焼却処理場を停止することになっております。これにつきましては、2市1町を含め、神奈川県や周辺の自治体とも相談しながら、今後の方向性を決めていきたいと思っております。

#### <山王台自治会 岩田会長>

クリーンステーションを残すことに関して、回覧板でアンケートを取りまして、市から送っていた戸別収集の案内と一緒に入れたのですけれども、かなりの方からクリーンステーションを残してほしいという答えをいただきました。ただ、市の方では、全員が同意しないと残せませんということですね。クリーンステーションを利用している人の中には、便利だからやはり戸別収集の方が良いという人もいたりしますから、なかなか厳しくて、それで、どうしても全員でないとクリーンステーションを残すことは難しいのでしょうか。例えば自治会で責任持つて、そこは維持するから残してほしいということでも無理なのでしょうか。

ふれあい収集がありますから、体が不自由な方は取りにきていただけるという事業は既にあります

ので、全部が全部戸別収集にならなくても良いような感じがするのですけれど、そこら辺のお考えを聞きたいと思います。

#### ＜環境部 加藤部長＞

ありがとうございます。実際に、現在は皆さんのご理解をいただきて、適切に管理をしていただいているところも確かにあるのですが、高齢化が進み、クリーンステーションにごみを出す作業が大変になってくる世帯もいらっしゃると思います。また、転出入でメンバーが変わってくることも考えられますので、できるだけ戸別収集に皆さん参加していただきたいと思っております。もしご不明な点があれば、個別にご相談いただければと思いますが、基本的には戸別収集をまず考えていただきて、どうしてもクリーンステーション続けたいのであれば、全員がご理解いただくという方針で進めていきたいと思っております。

#### ＜二階堂親和会 永井会長＞

戸別収集は今、燃やごみだけですけれども、結局クリーンステーションは残るのですよね。クリーンステーションを今使っているほかのごみについても、いずれは戸別収集に移行していくという理解でよろしいでしょうか。

#### ＜環境部 加藤部長＞

今、鎌倉市における戸別収集のあり方について（方針）の中では、基本的に全品目で戸別収集をやることとなっているのですが、費用がかなりかかります。燃やごみや生ごみだけではなくて、容器包装プラスチックをカラスが狙っており、この容器包装プラスチックを戸別収集にすると、クリーンステーションでの動物被害がなくなります。そうするとクリーンステーションに設置しているネットボックスが要らなくなるのではないかと考えておりますし、今は容器包装プラスチックの戸別収集がどうしたらできるかを検討しております。いつ頃というのはこの場では言えませんけれども、今検討しているところでございます。

#### ＜泉が谷町内会 河内会長＞

今の話を聞いていますと、クリーンステーションを継続する場合には、利用者全員の同意が条件なのですよね。例えば、クリーンステーションの継続使用を選択した後でやはり戸別収集が良いというような方が出た場合には、そこのクリーンステーションを利用していた人全員が、今度は戸別収集の対象になってしまうのですか。それともそれは市役所とのご相談になるのですか。

#### ＜環境部 加藤部長＞

実際に今、先行地区でクリーンステーション収集をやられている中で、一部の方から戸別収集をしていただきたいというご相談がありました。その方々には、そこのクリーンステーションを利用している皆さんで戸別収集に移行していただきますという説明をしているところです。実際にそうなった例はまだありませんけれども、そのような説明をしております。

#### ＜泉が谷町内会 河内会長＞

それからもう1点、うちが使っているクリーンステーションにアパートの居住者がごみを出しているのですね。そのアパートの居住者は、クリーンステーションの継続使用でも構いませんということ

らしいのですが、アパートに居住している方がクリーンステーションを使うときに、アパートの所有者の承認は必要なのでしょうか。

**<環境部 加藤部長>**

アパートの場合には、アパートの中に、そのアパートにお住まいの方々が共同で使うごみ置場をつくっていただくようお話をしております。

**<泉が谷町内会 河内会長>**

それはアパートの世帯が何世帯であってもということですか。2世帯や3世帯の小さなアパートでも。

**<環境部 加藤部長>**

はい。そのように話をしています。

## 令和7年度ふれあい地域懇談会 第2部 回答票

番 号	07 鎌倉東-4
テー マ	道路行政について
内 容 詳 細	<p>①路地整備(アスファルトの打ち直し)とセットバック後の整備について      鎌倉散歩コースになっている路地は生活道路ともなっており、その整備については前々回にもテーマとして取り上げていただいている。(若宮幕府跡大仏亭周辺)      最近、建て替えによるセットバックも発生し、路地の形状も変化しており、併せてセットバック後の整備についてもお伺いしたいところです。</p> <p>②線路沿いの市道(小町2-4)約90m(砂利道)について      側溝がないので舗装できないと言われている砂利道の凹凸が著しく、高齢者やベビーカーの歩行が困難で通行できなく、早急に補修をお願いします。</p> <p>③県道(鎌倉金沢線)の大型バスが安全にすれ違える対応について      十二所地区内で大型バスと大型バスがすれ違うことが困難な場所が何箇所かあります。安全面からは拡幅が望ましいですが、即対応が難しいと思われますので、何か対応策があればご提示願います。市の行政道路の観点もご提示ください。      先日も事故にはなっていませんが、大型バス同士がすれ違えず大渋滞となりました。町内の役員の方が交通整理をしてください、事なきを得ました。</p>
団体名	① 横町町内会 ② 小町二丁目自治会 ③ 十二所町内会
担当部課	都市整備部 道路課
議題に対する回答等	

## ①について

ご要望いただいた路地の現地確認を行い、舗装が経年で劣化している状況を確認しました。現在、市内の道路舗装の修繕は、既存の舗装版を撤去し、新たに敷設する工法を基本に進めておりますが、当該路線は道路幅員が狭いことから、通行止めなど周辺の住民環境への影響を考慮し、比較的短時間で施工できる路面にモルタル状の材料を薄層に塗布し、既存の舗装版を継続的に使用する新工法を検討しております。工法の効果を確認しつつ施工を進めたいことから、令和7年度と令和8年度の2カ年計画で路線全体の修繕を行っていきたいと考えております。

次にセットバック後の整備について説明いたします。セットバック後の土地は、寄付などにより市が所有・管理する場合と、土地所有者が引き続き所有・管理する場合の2パターンあります。

前者の所有権が市に移転した場合は、その土地の舗装（雨水排水経路があり、前面市道が舗装済みの場合のみ）や管理は市が行いますが、市内で多くの案件を抱えているため、施工まで時間をいただいている状況です。後者のセットバックされた土地を土地所有者が引き続き所有・管理する場合は、その土地の舗装や管理も土地所有者が行うことになります。セットバック後の土地の所有権を市に移転するには、一定の要件がありますので、まずは道水路調査課まで御相談ください。

## ②について

砂利道の状態を現地で確認し、碎石充填を実施しました。

なお、当該路線は市道として認定していますが、市が土地の所有権を持っていないことや路面排水の処理について課題があり、工事するために課題解決が必要な状況です。現在、土地所有者と協議を行っており、排水の課題解決と併せて引き続き検討してまいります。

## ③について

県道204号（鎌倉金沢）の大型バスが安全にすれ違える対応についての御要望は、当該道路が県道であることから、神奈川県藤沢土木事務所に伝達しました。

神奈川県藤沢土木事務所からは、カーブや交差点付近には薄層カラー舗装や路面標示、注意喚起の看板などで速度低下を促し、さらにカーブミラー等の設置による安全対策を講じているとのことです。

また、神奈川県藤沢土木事務所からは、具体的な個所を確認させていただいた上で、どのような対策が出来るか検討するとの回答をいただいております。

本市といたしましても、安全な通行の確保のため、引き続き神奈川県藤沢土木事務所と連携していきたいと考えております。

添付資料	
------	--

#### (4) 道路行政について

##### <都市整備部 森部長>

道路行政については三つございます。まず一つ目、アスファルト舗装についてです。こちらは舗装打ち替えだと、道路も狭くて時間もかかりますので、今新しい工法を道路課で検討しております。今の舗装を生かして、新しくきれいにするという工法を検討しておりますと、令和7年度と令和8年度の2か年に分けて工事をしたいと考えております。

もう1点がセットバックについてです。家を建てた場合にセットバックが生じます。セットバックした部分に関して、市に寄附なり売っていただいた場所につきましては、市が順次アスファルト舗装をすることになります。少し滞っておりましたが、継続的にやっておりますので、近いうちに舗装ができるのではないかなと思います。

ただ、市に寄附等していただけないところは、あくまでも個人の管理になりますので、そのまま舗装されずに残っているという状況になっています。今後、セットバックの土地についての寄附等のご要望があれば、道水路調査課にご相談いただければと思っております。

続きまして、二つ目、小町の線路沿いの市道についてです。これは以前も要望をいただいておるところです。碎石等を充填しているところですが、実はこの道路の土地の所有者は、JRを含め、何人かいらっしゃいますので、今、協議を行っております。排水の課題等もありますが、そういった課題をクリアできるような形で施工できるように、土地所有者と協議を行っているところでございます。

三つ目、県道の大型バスのすれ違いについてでございます。こちらは神奈川県藤沢土木事務所が所管しております、相談をいたしました。既にカーブの交差点付近で路面の色を変えるなど、注意喚起を行っているとのことです。また、カーブミラーを設置するなど、安全対策を講じているとのことです。今後また具体的な箇所を確認させていただいた上で、どのような対策ができるか検討するという回答をいただいております。

これについては、都市整備部道路課の国県道対策担当が皆様との窓口になりますので、引き続き調整したいと考えています。

##### <横町町内会 小田切会長>

実は、旧大佛次郎茶亭付近の裏道は、鎌倉を象徴する道路になっております。ただ、あまりきれいにしていただきますと、オーバーツーリズムの関係で別の悩みが増えてくることが懸念されます。

町内の方に聞いてみると、特にえをついて歩く方や、手押し車を利用される方は、ちょっとした段差がすごく気になるのだと、また、段差に引っかかって転んで、肩の骨が折れてしまったというお話を耳に入つてまいりました。

##### <十二所町内会 角田会長>

県道のところですが、最近大型バスが非常に増えています。大型車同士ですれ違うクランクの場所が2箇所ぐらいあるのですね。そこで先日も、誘導員を乗せていないバスと、乗せているバスとがすれ違って、誘導員が乗せていないバスが下がればそれで済むのですけれども、誘導員がいないものですから、自分は下がれないということで、そうするとどんどん次から次に車が来て、どうしようもなくなつたという事例がありました。

以前から、京浜急行バスなどは、必ずそのクランクの部分では両方止まって確認してから動くのですけれども、今の観光バスはいきなり入つてくるのですね。それと、実際にあったのは接触です。結

局、オーバーハングしないとそれ違えないものですから、それを知らない運転者同士で接触したことがありました。

昔、都市計画道路が策定されたと思うのですけれども、何年かかかって、岐れ道のところまではかなり拡がりました。それから、泉水橋のところまでの計画はあると聞いていますが、40年ぐらいたちますけれど、一向に進んでないのですが、計画としてはどのようにになっているのでしょうか。

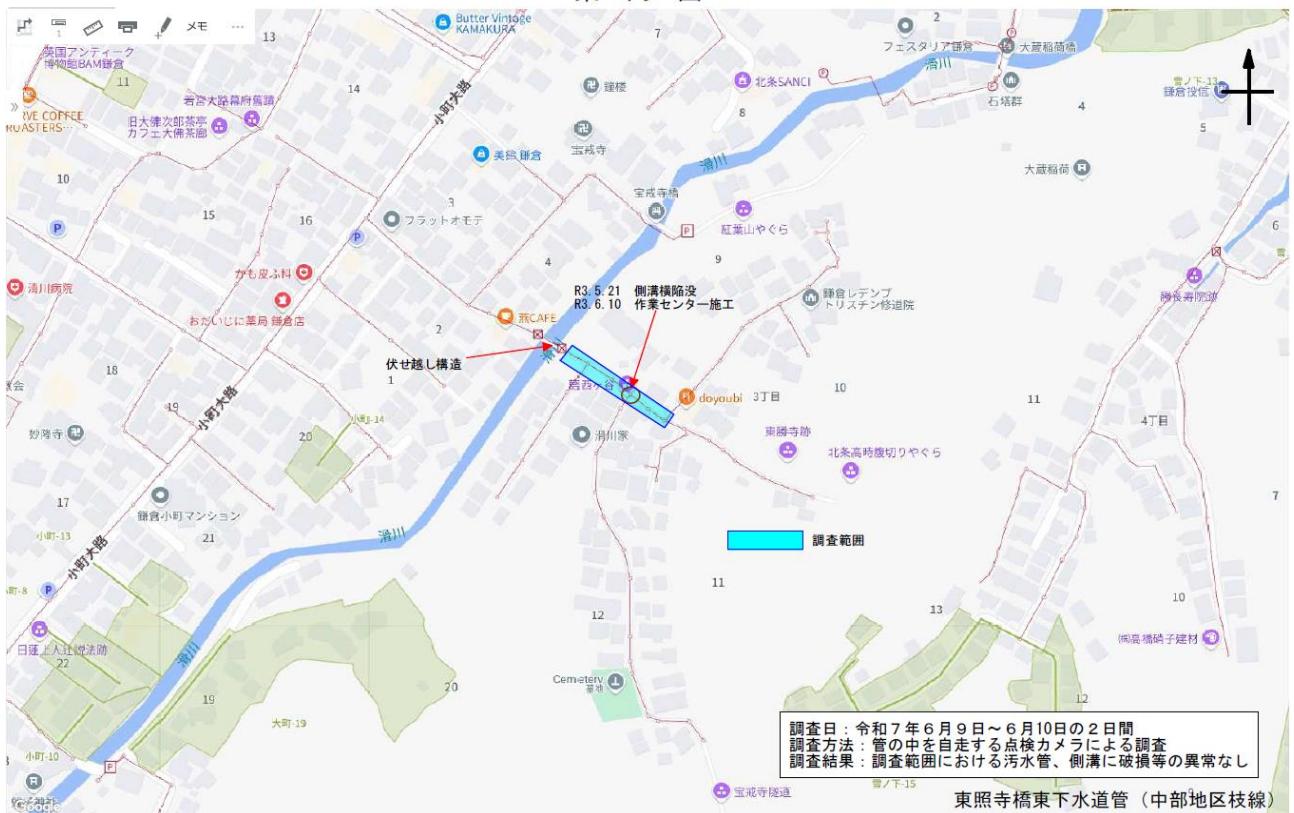
**<都市整備部 森部長>**

計画としてはなかなか進んでいない状況でございます。対処方法についてですが、皆さんからまたお話を聞きまして、今以上にできることを県に相談しながらやっていきたいと考えております。

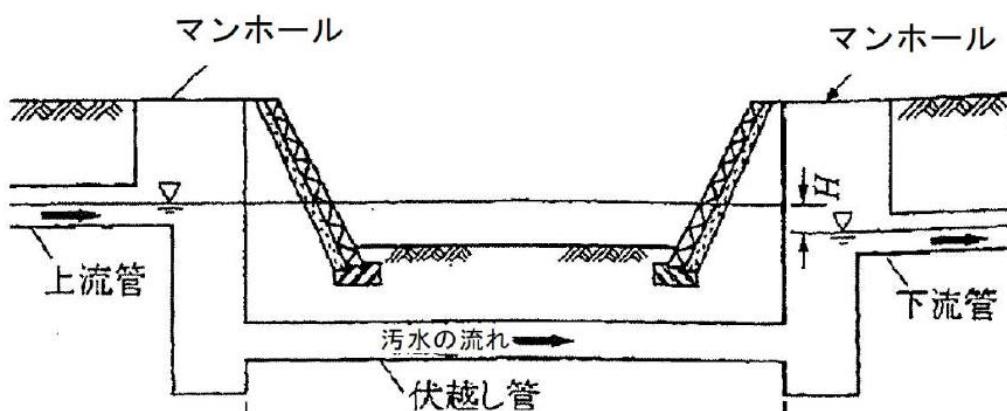
令和7年度ふれあい地域懇談会 第2部 回答票

番 号	07 鎌倉東-5
テーマ	下水(汚水)管調査のお願い
内容詳細	<p>小町三丁目「東勝寺橋」より東の地域の下水は、滑川床の地下を通り対岸へ上がるようになっている。工事された当時は数件しかなかった世帯が今では100世帯を超え、人口が増えている。</p> <p>汚水が上がって来る場所では定期的に汲み取りもされているが、悪臭もしく、雨水が入ると溢れるのではないかと懸念される。マンホール近くでは道路が陥没したこともある。</p> <p>下水管の老朽化も含め調査し、今後の改善策を考えていただきたい。</p>
団体名	小町上町明光自治会
担当部課	都市整備部 下水道河川課
議題に対する回答等	
<p>東勝寺橋より東側の地域の污水管について、ご要望を受け、6月9日から6月10日にかけて、陥没した箇所を中心に付近の污水管カメラ調査を行い、污水管の中の状況を直接確認したところ、破損等の異常は無く正常に機能しておりました。また、合わせて道路の脇にある側溝についてもカメラ調査を行ったところ、側溝に異常は見られませんでした。</p> <p>また、東勝寺橋付近では滑川を汚水管が下越しする伏越し構造となっております。伏越し箇所の下越し部分は汚物等が堆積しやすく流れが悪くなることから、毎月マンホールの中の清掃を行い、汚物が流れの阻害にならないよう1年を通して管理しております。</p> <p>なお、令和2年度に大雨時の不明水が汚水管に影響している可能性があるか、調査を行ったところ、要望箇所においては改善が必要なエリアに該当しない結果となっております。</p>	
添付資料	案内図、伏越し構造の概要

## 案内図



## 伏越し構造の概要



### 伏越しの定義

用水施設や排水施設などの水路において、開渠となっている部分が、河川または他の水路と交差している場合、逆サイフォン構造によって河川・水路の河底を通過させる工法・技法、およびそれによる工作物。

## (5) 下水（汚水）管の調査のお願い

### <都市整備部 森部長>

東勝寺橋上流東側につきましては、汚水管の調査を行いました。先月6月9日から10日にかけまして、陥没した箇所を中心に汚水管の中にカメラを入れまして、目視調査をしたところですが、下水管は破損等の異常はなく正常に機能しておりました。

併せて、道路の脇にある側溝についてもカメラで調査を行いました。そこについても異常は見られませんでした。

この東勝寺橋のところですけれど、水が溜まっているというご心配なのですが、東勝寺橋は、川を下水道の汚水がU字型で下越しをしているような形になっておりますので、上流と下流のマンホールの中に常に水がたまっている状況です。上流から水が流れてきて川の下にたまっている水を下流に押し出すという構造になっております。なお、こちらは毎月1回浚渫をしております。

令和2年度に、大雨時に下水の中に雨水が入ってくるのではないかということも調査をしております。東勝寺橋付近につきましては、雨水の流入があまり見られてはおりませんので、今のところご心配はないのではないかと考えております。

質疑なし

令和7年度ふれあい地域懇談会 第2部 回答票

番 号	07 鎌倉東-6
テーマ	小町三丁目ひぐらし公園と道路下排水溝について
内容詳細	<p>2019 年の台風で小町三丁目ひぐらし公園の木々が根こそぎ倒れ壊滅的な被害が出た。公園もいまだ修復されず、外来の草木が繁殖、荒れ地になっている。</p> <p>その前の道路下滑川に流れる排水溝が傾いて空洞ができ、簡単な支えのまま道路も傾いている。いつか陥没する危険性がある。</p> <p>今後また災害が起き状況が悪化する前に修復すべきではないか。</p>
団体名	小町上町明光自治会
担当部課	都市景観部 みどり公園課
議題に対する回答等	
<p>東勝寺橋ひぐらし公園については、令和元年（2019 年）9 月の台風 15 号により、公園の大径木が倒れ、公園及び周辺施設に被害が発生しました。</p> <p>公園復旧に向けて、令和 3 年度に公園復旧工事の設計を実施し、令和 5 年度から公園復旧工事を発注して早期復旧を目指していますが、令和 5 年度、令和 6 年度と立て続けに入札不調となり、現在の状況のままとなっています。</p> <p>令和 7 年度も引き続き、工事発注を予定しており、早期復旧できるよう努めてまいります。</p>	
添付資料	

## (6) 小町三丁目ひぐらし公園と道路下排水溝について

### <都市景観部 古賀部長>

ひぐらし公園につきましては、令和元年の台風の発災以降、ずっとあの状況が続いておりまして大変申し訳ございません。復旧工事は令和5年、6年とうまくいきませんで、今、一般競争入札に付しているところでございます。順調に行けば今月中に施工業者が決まる予定でございます。

万が一、また今年度も入札がうまくいかなかった場合なのですけれども、ご心配されている排水溝の空洞の件は私どもも把握しております、決して大丈夫と言えるような状況ではございませんので、この部分だけでも先行して今年処置をする準備をしているところでございます。そういうことで、もうしばらくお待ちいただければと思います。

### <小町上町明光自治会 白木会長>

東勝寺橋の下を流れている下水管なのですけれども、橋より西側の下流管の方に汚水がたまってしまって、こここの下流管の方のマンホールは、あまりにも悪臭がひどいので調査していただいて、コロナ禍の前ですから、5、6年前にマンホール自体を変えていただいたのです。すごく古いマンホールで、そのマンホールの穴から雨水が入ってしまうのですよ。私も覗きましたが、いつもかなり上まで汚水が来っていました。こここのマンホールだけは変えてもらったのですけれど、東勝寺橋より上流の方のマンホールは古いままで、そこから雨水が入っているのではないかと思います。

構造上、どうしてもこここの上からは流れできますけれど、この下流管から上に行くところはどうしても流れにくいですよね。そこに汚水が溜まるので、悪臭がします。あと、陥没の場所なのですけれど、この下流管の方の前の道路が陥没をしたのですね。それでまた陥没しそうなときには、早めにアスファルトで補修していただいたりしているのですけれど、この下流管の方の調査もしていただいたのでしょうか。

### <都市整備部 森部長>

東勝寺橋のカメラ調査は、上流しか行っておりません。

### <小町上町明光自治会 白木会長>

では、また機会がありましたら下流管の方もお願いします。その真上の道路がかなり陥没して、道路の下がスカスカになっていましたので、またそろそろ陥没してくるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

あと、公園についてなのですが、公園の周りには柵がしてあって中に入れません。公園の周りは定期的に草取りをしていただいているのですけれど、公園の中の外来の木が大きくなってしまって、今度は滑川の方の木もここ3、4年で大きくなってしまって、川に生えている木は切っておかないと、川の水があふれる状況になってしまいます。

公園が放置されてジャングルのようになっていると、良いことは全くありませんので、公園として修復できなくとも、中の外来の木は根こそぎ切っていただく、また、草取りをしていただく。そういうことを年に何回かで構いませんので、やっていただければと思います。

あと、公園の前の排水溝は既に傾いているように見えます。大変危険だと思いますので、よろしくお願いします。

<都市景観部 古賀部長>

承知しました。対処いたします。

令和7年度ふれあい地域懇談会 第2部 回答票

番 号	07 鎌倉東ー7
テー マ	雪ノ下一丁目、小町二丁目小町通り西側での路上喫煙禁止
内 容 詳 細	雪ノ下岩谷堂町内会、小町二丁目自治会連名にて小町通り西側での禁煙措置を要望して以来 10 年経過。全く進展なし。 小町通り東側が禁煙となつて以来、彼方の店舗従業員、観光客が西側に移動してきて喫煙している。
団 体 名	雪ノ下岩谷堂町内会
担 当 部 課	環境部 環境保全課
議題に対する回答等	
<p>平成 21 年に路上喫煙の防止に関する条例を制定し、路上喫煙禁止区域を定め、また、禁止区域でない道路等の場所については、路上喫煙しないように努めることを定めています。</p> <p>平成 24 年度に小町通り西側にて路上喫煙率調査を行いましたところ、喫煙率 0.1% 未満と低い値でしたが、御指摘のありました場所については、路上喫煙しないよう市が委託する巡回啓発員による路上喫煙防止パトロールによる指導を行ってまいります。</p> <p>市では、喫煙者と非喫煙者の共存を図り、安全で快適に暮らせるまちを目指しており、鎌倉駅周辺においてはさらに喫煙所が必要なものと考えています。</p> <p>このため、喫煙所整備の適地を検討するとともに、誰でも無料で使える屋内型喫煙所を民間事業者が設置する場合に補助金を交付する制度を創設しています。</p> <p>これにより、令和 5 年 11 月には、鎌倉駅東口側小町通りの一角に喫煙所が開設されたところです。</p> <p>以前、鎌倉駅西口駅前時計台広場に設置していた喫煙所は屋外型であったため、望まない受動喫煙の防止の観点から撤去となり、新たに駅前広場を整備する際に屋内型喫煙所の設置を検討したものの、敷地や喫煙所の構造上の問題によって整備することができませんでした。</p> <p>市では、引き続き、喫煙所整備の適地を検討するとともに、民間事業者が設置する屋内型喫煙所に対する補助金制度の周知に努めてまいります。</p> <p>なお、環境保全課の窓口でポイ捨て禁止の看板を配布しておりますので、御希望の場合にはお申し出ください。</p>	
添 付 資 料	

(7) 雪ノ下一丁目、小町二丁目小町通り西側での路上喫煙禁止

**<環境部 加藤部長>**

ご要望のあった小町通り西側につきましては、以前に路上喫煙調査を行ったときには喫煙率は低かつたのですが、路上喫煙をしないように、市の委託した巡回啓発員ですとか、市職員がパトロールを実施しておりますが、パトロールをし続けて指導していきたいと思いますし、路上喫煙調査につきましては、以前は平成24年度であり、時間がたっていますので、今年度、改めて喫煙率について調査をして、今後も指導徹底などを含めて巡回をしてまいりたいと思います。

それと、喫煙所につきましても、民間業者の方にもお手伝いしていただきながら、増やしていきたいと考えております。

質疑なし

令和7年度ふれあい地域懇談会 第2部 回答票

番 号	07 鎌倉東-8
テーマ	宇津宮辻子幕府跡における株式会社ラ・アトレによるマンション建設の件
内容詳細	<p>①事業者が「大規模・中規模開発事業見解書」で表明したように、交通規制に合致した車両で1日当たり3往復以内の走行台数となるよう、規制・指導すること。</p> <p>②市長から「極めて重要な遺構が発見された場合には保存の要請をする可能性がある」と事業者に伝えたとのことだが、市役所移転問題に関する市の立場から見ても不十分である。「貴重な遺構が出土する可能性があるので」市役所の移転が必要であるとする市役所移転問題に関する市の立場と同様に、「貴重な遺構」が出土した場合には、確実に保存の要請を行い、確実に保存を図ること。また、その旨を事業者に対して速やかに伝達し、必要な指導を行うこと。</p> <p>③②の市長と事業者の面談については、議事録を作成していないとの回答を得ているが、市長の公務としての事業者との面談であり、議事録を作成して、住民等の求めに応じて提示すること。</p> <p>④プライバシーの保護、騒音などに関する住民の懸念については、事業者から殆ど回答が得られていない。事業者への指導等により、近隣住民の懸念を解消すること。</p> <p>⑤地区計画はもとより、自主まちづくり協定、自主まちづくり計画に適合したものとすること。</p> <p>⑥昨年の同じテーマに対する市の回答に対し、市の回答「土砂の搬出車両の台数・規模、作業時間に係る住民の懸念に対し、事業者の住民に対する説明と理解を指導」ではなく、市としての具体的な規制と条例を定めること。</p>
団体名	①②③④⑤小町二丁目東自治会 ⑥小町三丁目フクロウ小路自治会
担当部課	まちづくり計画部 土地利用政策課 都市景観部 都市調整課 教育文化財部 文化財課 共生共創部 秘書課

## 議題に対する回答等

### ①について

工事車両の走行台数に係る規制・指導について及び工事車両の安全対策については、鎌倉市まちづくり条例（以下「まちづくり条例」という。）の手続き中にも説明会などを通じて、ご懸念されていたことは認識しており、手続き中の令和6年10月16日に事業者へ工事車両の安全対策などの懸念事項について、市から事業者へ改めて住民の皆様へ説明するよう指導しています。現在は鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（以下「開発事業条例」という。）の手続き中です。交通規制の運用主体は所管警察署であり、重量規制については所管警察署で規制を行うため、本市が「大規模・中規模開発事業見解書」の内容を履行するよう事業者に対して指導します。

### ②について

埋蔵文化財の保護は、現状のまま保存し後世に残して行くことを原則としますが、建設の計画の進捗に伴い、建築工事で遺跡に影響を及ぼす範囲については、試掘確認調査及び本発掘調査を適切に行うよう指導していきます。

発掘調査の実施中には、文化財課の職員が調査の状況を適切に確認するとともに、必要に応じて文化財専門委員会の委員をはじめとする有識者等の意見を聞き、発見された遺構や遺物の歴史的・学術的な価値について検証し、その結果、特に保存を要する重要な遺跡と判断される場合には、遺跡の保存について事業者及び国、県等関連機関と協議を行っていきます。また、そのような協議を行う場合があることについては、開発事業にかかる手続きの中で、既に伝えています。

なお、鎌倉市役所の現在地に隣接する御成小学校の改築時の発掘調査では古代の郡衙跡などの重要な遺構が発見されたため、計画を変更し遺構を保存した経緯があります。市役所の現在地では、これらと連続する遺構が発見される可能性が非常に高いため、発掘調査を実施しないで済む範囲で、遺構を保存できるよう配慮した計画で検討を行い、そういった配慮が困難である新庁舎については、移転して整備する方針としているものです。新庁舎の移転整備後の現在地の利活用の計画については、遺構の保存に配慮した範囲での施設整備を考えています。

### ③について

事業者に対しては、これまで市窓口等において、埋蔵文化財の調査結果によっては、遺跡の保存など計画の見直しをお願いする場合がある旨をお伝えしており、市長と事業者との面談においても窓口等でお伝えする内容と同様のことをお伝えしたものです。このため、議事録の作成は行っておらず、行政文書公開請求に対しては不存在といたしました。しかしながら、事業の透明性や信頼性を確保する観点から、記録を残しておくべきとし、当時のメモから記録を作成することとしました。なお、記録は別添のとおりです。

### ④について

今後、開発事業条例の規定に基づき、事業者が近隣住民への個別説明及び周辺住民への説明を行います。当該説明の中で、まちづくり条例の手続きにおいて受けている質問等について、適切に説明を行い、近隣住民の懸念を解消するよう努めることを指導します。

⑤について

自主まちづくり協定への適合については、開発事業条例第23条の2に基づく「市長との協議」で確認し、建築計画が協定に適合していない場合は、まちづくり条例施行規則第18条第5項に基づき、事業者に対して協定に適合させるよう指導いたします。また、自主まちづくり計画については、まちづくり条例第13条第4項に基づき自主まちづくり計画の概要を事業者に周知しています。

⑥について

交通規制の運用主体は所管警察署であること、交通に関する規制の根拠となる道路交通法に台数や往復数等についての規定がないことを勘案すると、本市の条例によって規制を行うことは極めて困難です。しかしながら、工事の施工方法等については、地域にお住いの方々の理解を得て進めることができることから、開発事業条例第63条の規定に基づき、近隣住民等と協議を行った上で工事協定を締結するよう指導します。

添付資料	面談記録
------	------

小町二丁目 ラ・アトレとの打合せ要旨←

日時：令和7年2月3日（月）13:00-13:30←

面会相手：株式会社ラ・アトレ 開発第1事業部/開発第2事業部 次長 永井圭 氏他←

鎌倉市：松尾市長、比留間←

←

松尾市長) ←

土地利用するにあたっては、埋蔵文化財の調査が必要である。当該地には、重要な遺構がある可能性が高く、調査結果によっては、遺跡の保存など計画の見直しをお願いする場合がある。そのことを改めてお伝えしたい。←

ラ・アトレ) ←

調査は、一定の手続きを経た後に行うこととなっている。現在、それに従って手続きを進めているところである。これまでも指導に従っており、強引に進めていくことは考えていない。周辺の環境に調和したものとしていきたい。←

## (8) 宇津宮辻子幕府跡における株式会社ラ・アトレによるマンション建設の件

### <都市景観部 古賀部長>

まず、①と⑥、これは主に工事中の工事車両通行の規定に関する内容でございます。

①につきましては、事業者側が車両1日当たり3往復以内の走行台数となるように対処していくということを言っていますので、自らが言っているからには、確実に履行するように市の方で指導してまいりたいと思っております。

一方、⑥ですが、交通規制については警察の所管になっております。さらに、1日当たりですとか、通行量につきましては、明確な基準ですとか規制はなく、この辺は場所によっても色々条件が変わつてまいりますので、まずは事業者側が自ら言っている1日3往復、これを目安に指導していきたいと考えております。

それから、②と③との関連ですけれども、お手元の添付書類でございますけれども、面談の内容はこのとおりでございます。

事業者におきましては、発掘調査に関しまして、貴重な遺構が出土した場合には市の指導に従うという回答を明確にしておるところです。

その内容を受けまして、②に書いてあるとおりですけれども、まずは各調査を行って、その結果が出た時点で、出てきたものが貴重なものであるのかどうかというところにつきましては、教育文化財部と密に連携を取りながら対処してまいります。

④につきましては、これから事業者が個別もしくは町内会、自治会に対して説明を行うというフェーズに進んでまいりましたので、しっかりと説明するように指導してまいります。⑤につきましても、自主まちづくり協定・自主まちづくり計画の内容につきまして、当然のことながら遵守して行うように指導してまいります。

### <小町二丁目東自治会 片瀬会長>

ご回答ありがとうございました。いくつかあるのですけれど、まず、大規模中規模事業開発事業見解書に従って指導していただくということで、よろしくお願ひいたします。

それで、この計画自身が、まだ全然住民の懸念が解消されていないですね。交通問題以外でも、例えばプライバシーの問題とか工事騒音の問題とか、これから私どももしっかりと要望を伝えていきますので、ぜひ市の方でも指導をお願いしたいと思います。

それから、文化財なのですけれども、中身については貴重な遺跡が出た場合には指導し保存するということで、ぜひお願いしたいと思うのですけれども、一つ住民としてのお願いは、周辺の地域に影響が及ばないような形で対応していただきたいということです。周辺の地域ではこれまで、地下を掘らずに、遺跡をそのまま保存して後世に残していくという趣旨にのっとって対応しているのですが、将来的に何か建て替えができないとなるとか、市がそれを買い上げるようになるということについては、住民の皆様方は反対をしていますので、その遺跡を壊さない限り、住宅を建て替えて今後そこに住み続けることについては影響が出ないような形でお願いをしたいということです。

それから面談記録を今回出していただいたのですけれども、面談は30分間会われているので、実際はもっとやり取りがあったのだと思うのですよね。お会いいただいたことについては私ども評価をしていますけれど、公務として市長がお会いいただく以上は、きちんと議事録を残していくかないと、事業者の方と言った、言わないの議論になると思います。向こうは当然、記録を全部作っていると思っていた方が良いので、こちらでは30分の会議で5行ぐらいしか議事録を作っていないということですと、将来、法律的にも不利になると思いますし、それから、市長ご自身のお立場も難しくなると思う

のですよ、事業者に対して。

この前の事業者との面談について、記録の公開をお願いしたときには、記録がないと言われたのですが、今回、こういう形で議事録を出していただきました。でも、基本的には、どの自治体であっても、公務としての面談、特にそのトップが面談する場合には、一言一句記録を残すというのが基本だと思うのですよ。それを公開するかどうかは別です。一定の公開基準がありますので、それに従って公開していただければ良いと思うのですけれども、これからは記録を作るということをお約束いただけませんでしょうか。

＜松尾市長＞

はい。記録をしっかりと作成していきたいと思います。

＜都市景観部 古賀部長＞

プライバシーの保護の観点ですか、それから、工事中の振動ですか、騒音ですか、あと、今回深く掘る予定になっておりますので、地盤沈下など、井戸の沈下などもあると聞いておりますので、その辺についてはしっかりと説明をするように要請してまいります。

また、議事録の内容についてなのですけれども、私はその場に同席はしていないのですが、数分で終わってしまったと聞いておりますので、実際にこれ以上の内容はなかったと思っております。

＜小町二丁目東自治会 片瀬会長＞

30分と書いてありますよ。

＜都市景観部 古賀部長＞

直接私がこの記録を作っていないのでわからないのですけれど、実質の内容はそうだったと聞いております。

＜教育文化財部 小林部長＞

周辺の地域の方々に影響がないようにというお話でございますが、今、何も出てくるものがわかっていない状況で、どうなるかということは明確には申し上げることはできないのですけれども、史跡指定がどの程度必要なのか、その辺は専門委員会等に諮りながら適宜対応していきたいと考えております。

＜小町二丁目東自治会 片瀬会長＞

それは、周辺の住民の建て替えなどにも影響があり得るということですか。

＜教育文化財部 小林部長＞

史跡の範囲をどこまでにするかという判断がまずあると思いますので、その辺は専門家に確認しながら対応していきたいと考えています。

＜小町二丁目東自治会 片瀬会長＞

それについて、住民としては非常に強い反対があるということを今、公式に申し上げたいと思います。そういう広い範囲で史跡指定をして、土地の利用に制限がかかることについては非常に強い反対があるし、それは我々としては納得いかないということを申し上げたいと思います。

<教育文化財部 小林部長>

ご意見は賜りましたので、史跡指定の際には当然注意しながら対応していきたいと考えています。